



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

令和3年度飼養衛生管理徹底等による養豚産業基盤強化事業

飼養衛生管理基準に関する調査

全国調査集計結果

令和4年3月
一般社団法人日本養豚協会(JPPA)

はじめに

養豚をめぐるのは、2018年9月、国内で豚熱が26年ぶりに発生するとともに、野生イノシシへの感染によって養豚場での発生が予断を許さず、これまでとは明らかに違う対応で、多くの時間と労力・経費がかかっています。農場では飼養衛生管理基準の徹底、さらにワクチン接種推奨地域ではワクチン接種が続き、さらにワクチンブレイクで豚熱が発生し殺処分せざるを得ない事態に気の休まる時はない状況です。さらには、ワクチン接種推奨地域が広がったことで、種豚・精液の確保、子豚の移動にも大きな影響が出ています。

農林水産省は令和2年と3年に「飼養衛生管理基準」を改正しました。

改正ポイントを周知し農場での自衛を期して、全国の養豚生産者の皆様のご理解とご協力を頂き、令和3年3月に続いて2回目の「飼養衛生管理基準に関するアンケート調査」を令和4年1月に実施しました。また今回は、「ワクチン接種についての調査」「野生動物に関する調査」を併せて実施しました。実施に当たっては、全国養豚生産者（2,681件）、都道府県にある養豚生産者組織や日本養豚協会会員に調査票3,000余部の配布とWEBを活用し、わずか1か月足らずの期間にもかかわらず800近い回答を得ました。

その結果、この1年足らずで、農場での基準遵守への取り組みが進んでいること、さらに、フリー回答で養豚現場の切実な要望、課題が明らかになりました。

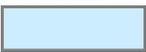
この調査結果を活かし、飼養衛生管理基準の徹底、養豚全体での課題の共有・取り組みなどが進めば幸いです。

最後になりましたが、この報告書を作成するに当たり、調査に回答いただきました養豚経営者の方々、また、調査の御指導、調査票の回収及び記入内容のチェック等に御尽力いただきました方々に深謝申し上げます。

令和4年3月
一般社団法人日本養豚協会(JPPA)

この調査は、JRA畜産振興事業「飼養衛生管理徹底等による養豚産業基盤強化事業」により実施しました。

目次

■ はじめに	P.1
■ 調査結果の概要	P.3
■ 経営体の情報・農場規模の情報	P.7
■ 飼養衛生管理基準の取り組みに関して	P.11
I 家畜防疫（防疫ルールの作成）について	P.12
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止（衛生管理区域内に持ち込ませない）について	P.16
III 衛生管理区域の衛生状態の確保（畜舎内で拡げない）について	P.20
IV 衛生管理区域からの病原体の散逸予防（退出時に外に出さない）について	P.24
■ 養豚経営と野生動物（イノシシ等）について	P.29
■ 豚熱ワクチンに関して	P.35
■ 数表上の表記について	
 全体より5%以上高いスコアにマーキング	
 全体より5%以上低いスコアにマーキング	
 N数が10未満のため参考値	

注：集計結果は小数点1位で四捨五入して算出しているため、合計値が必ずしも100%にはならない

調査結果の概要

調査結果の概要

飼養衛生管理基準に関するアンケート調査の結果（概要）について（第2回：令和3年度）
（飼養衛生管理徹底等による養豚産業基盤強化事業）

豚熱の発生、野生イノシシへの感染拡大等を受けて飼養衛生管理基準が再度改訂されたことから、個々の養豚経営等で対応、自己チェックを進めるとともに、養豚全体での対応状況を確認し、さらなる徹底を図るため①飼養衛生管理基準の取り組みについての調査を行うとともに、②野生動物（イノシシ等）について及び③豚熱ワクチンの接種について、アンケート調査を実施。

（調査表配付生産者2681、有効回答789）

1. 調査時期

第2回目 令和4年1月

（第1回目 令和3年3月、とりまとめ6月）

2. 調査内容

1 飼養衛生管理基準の取り組みに関して

[I 家畜防疫（防疫ルールの作成）について]

[II 衛生管理区域への病原体の侵入防止（衛生管理区域内に持ち込ませない）について]

[III 衛生管理区域の衛生状態の確保（畜舎内で扱げない）について]

[IV 衛生管理区域からの病原体の散逸予防（退出時に外に出さない）について]

2 養豚経営と野生動物（イノシシ等）について

3 豚熱ワクチン接種について

3. 調査結果（概要）

回答集計 789戸（項目により回答数が異なる。あくまでも自己判断による回答）

所在地	割合
北海道	5.2
東北	18.0
関東	29.5
北陸	4.3
東海	8.0
近畿	1.9
中国・四国	7.1
九州	23.7
沖縄	2.3
N=789	(%)

経営形態	割合
個人経営（家族労働主体）	32.0
法人経営（農事組合法人・有限会社・株式会社）	62.3
上記以外の法人経営	0.6
農業協同組合法人（農協等）の直営養豚場	0.8
その他（都道府県、公益法人、学校法人等上記以外）	4.3
N=785	(%)

年間出荷頭数	割合
2千頭未満	34.6
2千～2万頭	51.3
2万頭以上	14.2
N=643	(%)

ワクチン接種対象地域	割合
接種推奨地域	69.5
非接種地域	30.5
N=789	(%)

回答方式	割合
ネット	21.2
紙	78.8
N=789	(%)

4. 「飼養衛生管理基準の取り組みに関して」回答方法

各項目とも4択。あくまでも自己判定・評定の結果。

[取り組んでいる、取り組んでいるが支障や課題がある、取組前（準備中）、取り組んでいない（取り組めない含む）]

□ 調査結果

1 飼養衛生管理基準の取り組みに関して

第1回目の調査と比較すると、農場の取り組んでいる割合が大きくなっている。

「取組前（準備中）・取り組んでいない」の合計値の割合が10%超の項目

	取組前（準備中）	取り組んでいない
①飼養衛生管理者の選任	5.9	16.3
③飼養衛生管理マニュアルの作成	16.9	4.7
④衛生管理記録の作成	14.4	4.7
⑪愛玩動物飼養禁止に伴う対策	6.0	7.3
⑳畜舎毎の専用服・靴の設置・使用	7.7	11.2
㉑衛生管理区域から搬出物の消毒等	7.9	9.9
	(%)	(%)

調査結果の概要

【Ⅰ 家畜防疫（防疫ルールの作成）について】

昨年と比較すると全項目で取り組みが上昇しており、12項目中5項目で90%以上と取り組みが推進されている。

特に取り組みが進んでいるのは「⑫密飼いの防止」97.4%、「⑧衛生管理区域の設定」96.9%。

「取組前」「取組んでいない」の回答割合が10%を超える項目としては「①飼養衛生管理者の選任」「③飼養衛生管理マニュアルの作成」「④衛生管理記録の作成」「⑩愛玩動物飼養禁止に伴う対策」の4項目。

【各項目に寄せられたご意見】

- | | |
|---------------------|-----------------------------------|
| ③自農場の飼養衛生管理マニュアルの作成 | ・豚舎の構造的に人や豚の動線に無理が生じる。 |
| ⑩埋却等に備えた措置 | ・埋却地の確保が困難
・国、県が用意すべき |
| ⑩愛玩動物飼養禁止に伴う対策 | ・野良猫の衛生管理区域内への侵入 |
| ⑫密飼いの防止 | ・豚舎、豚房が足りない
・地域的な問題で住民の理解が得にくい |

【Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止（衛生管理区域内に持ち込ませない）について】

昨年と比較すると12項目中10項目で取り組みが上昇しており、8項目が90%以上と高いスコアをマーク。

特に「③衛生管理区域への必要のない者の立ち入りを制限」は99.1%とほぼすべての農場で取り組まれている。

「接種推奨地域」と「非接種地域」で大きな差はみられないが、地域や農場規模によって取り組みに差が出ている。

【各項目に寄せられたご意見】

- | | |
|---------------------------------|------------------------------------|
| ⑦衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と消毒の実施記録などの作成 | ・冬季凍結の為車両消毒は行っていない |
| ②衛生管理区域への野生動物の侵入防止 | ・雪積時の対策が難しい
・小動物や鳥類は防護柵では止められない |
| ④家畜を導入する際の健康観察等 | ・隔離豚舎が無い |

【Ⅲ 衛生管理区域の衛生状態の確保（畜舎内で拡げない）について】

昨年と比較すると10項目中8項目で取り組みが上昇しており、9項目が90%以上という結果。

「④飼養豚の毎日の健康観察」は99.5%と非常に高いが、「⑥畜舎毎の専用服・靴の設置・使用」は「取組んでいない」が11.2%と取り組みが進んでいないことがわかる。また「地域別」の「沖縄」では全項目で全体を下回る結果となった。

【各項目に寄せられたご意見】

- | | | |
|-----------------------|--|------------------------------------|
| ⑥畜舎毎の専用服・靴の設置・使用 | ・靴のみ実施（12件）
・畜舎間など移動作業時は取り組みが困難（5件）
→靴までは可能だが、衣服の交換は難しいという意見が多かった。 | ・畜舎ごとの設置は難しい（7件）
・更衣スペースがない（7件） |
| ③ネズミ及び害虫の駆除 | ・完全な駆除は困難（28件）
→「完全な駆除は困難」というご意見が圧倒的多数きかれた。 | ・豚舎の老朽化による侵入（3件） |
| ③衛生管理区域内の整理整頓及び定期的な消毒 | ・区域内全てを消毒するのは困難
・1人なので時間と労働に難 | |

【Ⅳ 衛生管理区域からの病原体の散逸予防（退出時に外に出さない）について】

昨年と比較すると全6項目で取り組みが上昇しており、5項目が90%以上。

「⑦衛生管理区域から搬出する物品の消毒等」のみ「取組んでいる計」が82.1%と課題が残る。

「地域別」では「北海道」「北陸」「中国・四国」で全項目が全体を上回っており、取り組みが進んでいる。

【各項目に寄せられたご意見】

- | | |
|-------------------------------------|---|
| ⑤出入口への消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する者の手指消毒等 | ・入場は問題ないが出る時が徹底されていない場合がある
・冬季の凍結 |
| ⑥適切な車両消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する車両の消毒等 | ・石灰散布のみ
・消毒機械の凍結 |
| ③特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止等への理解 | ・理解はしているが国の補填が少ない
・感染確認された場合に全頭殺処分という法律があるかぎり通報に躊躇する |

調査結果の概要

2 養豚経営と野生動物（イノシシ等）について

野生イノシシの痕跡の確認	見たことがある	38.3%	見たことはない	61.7%				
見たことがある場所	山林	72.2%	農地	55.0%	道路	44.7%		
地元のイノシシ対策	実施	44.6%	なし	15.6%	わからない	39.8%		
家保からのイノシシ情報	全くない	16.3%						
感染症に脅威を感じるか	脅威を感じる	77.8%	感じていない	22.2%				
農場周辺への経口ワクチン散布	しない	3.9%	わからない	40.9%				
区域内で見かけた野生動物	ネズミ	82.1%	野良猫	67.7%	野鳥	67.7%	イノシシ	9.0%
区域内に雨水侵入の恐れ	対策は講じていない	32.6%						

【各項目に寄せられたご意見】

「農場の防護柵からどの程度離れて野生のイノシシが見つかったら危機意識が高まるか？」

- ・防護柵の点検強化、補強、拡張（44件）
- ・消毒衛生の強化徹底（36件）
- ・関係者に対策の強化依頼（野生イノシシの検査依頼、駆除の依頼）（34件）
- ・関係者へ連絡（家保や行政・猟友会・獣医・従業員・出荷先）（32件）
- ・畜舎周辺、管理区域内・外に石灰撒布（31件）

「野生イノシシ対策等に関するご意見」

- ・駆除の積極的な強化、個体数を減らす（43件）
- ・猟師への支援向上（捕獲報奨金制度・金額の向上、ハンターの育成や猟師確保）（9件）
- ・経口ワクチンの散布によって個体数が増えた・効果に疑問（7件）
- ・経口ワクチンよりも駆除への取り組みを強化してほしい、イノシシの分散が早まっているのに国の対策が遅い・初動ミス（5件）

3 豚熱ワクチン接種について

子豚の飼育の有無は「飼育している」が92.7%。

豚熱ワクチン接種のタイミング（日齢）については、30日齢からの接種は全体の14.0%、40日齢からの接種は19.6%となっている。

主な接種日齢の分布

30日齢	40日齢	50日齢	60日齢
30日齢 ~ 40日齢 9.8%		50日齢 ~ 60日齢 13.8%	
30日齢 ~ 50日齢 4.2%			
	40日齢 ~ 50日齢 11.2%		
	40日齢 ~ 60日齢 8.4%		
	35日齢 ~ 50日齢 4.2%		
		45日齢 ~ 60日齢 3.7%	

【豚熱ワクチン及び豚熱ワクチン接種に関してのご意見】

- ・自農場（農場員）による接種ができるようにしてほしい（30件）
- ・接種日齢・間隔・回数などに問題がある、2回接種にしてほしい（27件）
- ・価格が高い・価格を下げてほしい（16件）
- ・ワクチン代が負担である（11件）
- ・国の管理体制に問題がある（9件）
- ・国一律で接種してほしい（8件）

経営体の情報・農場規模の情報

農場の所在地（都道府県）

図1 農場の所在エリア：全体（全国）数表

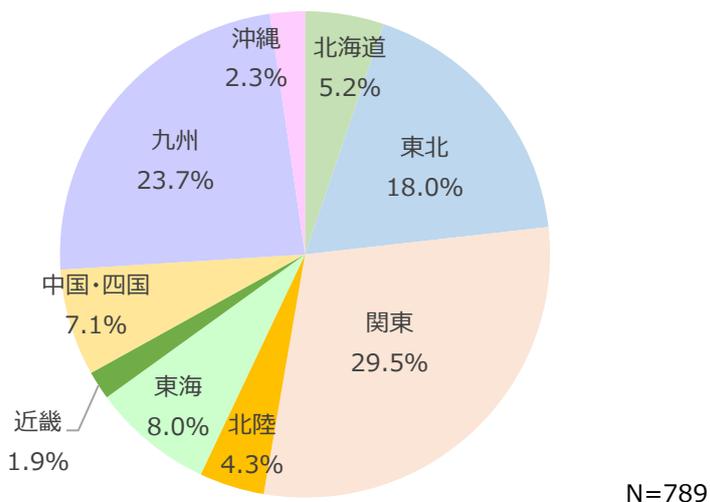


表1 農場の所在地：全体（全国）数表

北海道	41	5.2
青森県	25	3.2
岩手県	34	4.3
宮城県	39	4.9
秋田県	19	2.4
山形県	17	2.2
福島県	8	1.0
茨城県	55	7.0
栃木県	30	3.8
群馬県	42	5.3
埼玉県	19	2.4
千葉県	54	6.8
東京都	0	0.0
神奈川県	14	1.8

(農場数) (%)

新潟県	21	2.7
富山県	6	0.8
石川県	6	0.8
福井県	1	0.1
山梨県	4	0.5
長野県	15	1.9
岐阜県	8	1.0
静岡県	17	2.2
愛知県	29	3.7
三重県	9	1.1
滋賀県	1	0.1
京都府	1	0.1
大阪府	1	0.1
兵庫県	7	0.9
奈良県	4	0.5
和歌山県	1	0.1

(農場数) (%)

鳥取県	5	0.6
島根県	1	0.1
岡山県	8	1.0
広島県	9	1.1
山口県	3	0.4
徳島県	6	0.8
香川県	14	1.8
愛媛県	9	1.1
高知県	1	0.1
福岡県	4	0.5
佐賀県	2	0.3
長崎県	9	1.1
熊本県	29	3.7
大分県	12	1.5
宮崎県	63	8.0
鹿児島県	68	8.6
沖縄県	18	2.3

(農場数) (%)

経営形態

表2 経営形態：全体（全国）数表

個人経営（家族労働主体）	32.0
法人経営（農事組合法人・有限会社・株式会社）	62.3
上記以外の法人経営	0.6
農業協同組合法人（農協等）の直営養豚場	0.8
その他（都道府県、公益法人、学校法人等上記以外）	4.3
N=785	(%)

表3 経営タイプ：全体（全国）数表

肉豚生産経営（一貫生産）	79.5
肉豚生産経営（肥育生産）	11.3
繁殖経営（子豚販売）	4.4
種豚場	4.9
N=781	(%)

飼育頭数及び年間出荷頭数

表4 一貫生産（母豚数）：全体（全国）数表

20頭未満	7.7
20～49頭	8.6
50～99頭	13.3
100～199頭	21.8
200～499頭	22.4
500～999頭	12.7
1000頭以上	13.5
N=661	(%)

表5 肥育生産（肥育豚数）：全体（全国）数表

20頭未満	2.1
20～49頭	3.3
50～99頭	3.1
100～199頭	3.5
200～499頭	9.7
500～999頭	14.4
1000頭以上	63.9
N=485	(%)

表6 年間出荷頭数：全体（全国）数表

400頭未満	11.2
400～999頭	10.0
1000～1999頭	13.4
2000～3999頭	17.3
4000～9999頭	20.2
10000～19999頭	13.8
20000頭以上	14.2
N=643	(%)

飼育形態と使用飼料

表7 飼育形態：全体（全国）数表

ウインドレス型豚舎	32.9
セミウインドレス型豚舎	19.7
開放型豚舎	77.2
放牧	1.4
その他の形態	3.0
N=776	(%)

表8 使用している飼料：全体（全国）数表

配合飼料	92.9
自家配合飼料	11.7
エコフィード利用（加熱処理が不要な原料）	10.6
エコフィード利用（加熱処理が必要な原料）	5.1
その他	1.1
N=789	(%)

飼養衛生管理基準の取り組みに関して

I.家畜防疫（防疫ルールの作成）について

図2 家畜防疫の取り組み：全体（全国）グラフ

全体（全国）		N=	取り組んでいる	取り組んでいるが、 支障や課題がある	取組前 （準備中）	取り組んで いない (取り組みない含む)	取り組んで いる計	昨年との 差異
人	家畜所有者（農場主） 以外に管理者（場長等） がある場合の、飼養衛生管 理者の選任	695	70.8		7.1	5.9 16.3	77.9	+4.6
	農場の平面図を作成 し、家保の検査及び指導 を受けている	776	88.7			4.8 4.3 2.3	93.5	+2.8
	自農場の飼養衛生管 理マニュアルの作成	771	65.6		12.8	16.9 4.7	78.4	+7.4
	衛生管理記録の作成・ 保管	769	65.9		15.0	14.4 4.7	80.9	+5.3
	大規模所有者が講ずる 措置※1	436	49.3	14.0	11.9	24.8	63.3	
	管理獣医師又は診療施 設を定めている	763	88.5			3.1 3.0 5.4	91.6	+0.3
	大臣指定地域が指定さ れた場合の取り組み内容 の習熟	559	57.8	14.0	15.2	13.1	71.8	+5.0
飼育環境	衛生管理区域の設定	758	89.8			7.1 2.4 0.7	96.9	+0.7
	放牧制限の準備 ※2	9	77.8			11.1 11.1 0.0	88.9	+18.9
	埋却等に備えた措置 ※3	762	76.9		14.2	6.3 2.6	91.1	
	衛生管理区域内での、犬 猫等の愛玩動物飼養禁止 に伴う対策（番犬や地域 猫も含む）	764	65.4		21.2	6.0 7.3	86.6	+0.6
家畜	密飼いの防止	779	82.4			15.0 1.4 1.2	97.4	+0.3

(農場数)

(%)

(%)

(%)

※1：本年度からの項目【令和3年改正】

※2：放牧をしている農場に限る

※3：本年度からの項目【令和3年改正】

取り組んでいる90%以上にマーキング

図3 家畜防疫の取り組み：接種推奨地域・非接種地域比較グラフ

上段：接種推奨地域 下段：非接種地域		対象地域	N=	取り組んでいる	取り組んでいるが、支障や課題がある	取組前(準備中)	取り組んでいない(取り組めない含む)	取り組んでいる計	昨年との差異
人	家畜所有者（農場主）以外に管理者（場長等）がある場合の、飼養衛生管理者の選任	対象	480	71.0	6.3	7.3	15.4	77.3	+4.5
		非	215	70.2	8.8	2.8	18.1	79.0	+5.0
	農場の平面図を作成し、家保の検査及び指導を受けている	対象	540	90.2	4.8	3.0	2.0	95.0	+1.1
		非	236	85.2	4.7	7.2	3.0	89.9	+3.4
	自農場の飼養衛生管理マニュアルの作成	対象	535	65.8	14.0	14.6	5.6	79.8	+7.9
		非	236	65.3	10.2	22.0	2.5	75.5	+5.7
	衛生管理記録の作成・保管	対象	533	64.5	16.9	14.4	4.1	81.4	+7.0
		非	236	69.1	10.6	14.4	5.9	79.7	+2.7
	大規模所有者が講ずる措置※1	対象	302	49.7	14.2	11.6	24.5	63.9	
		非	134	48.5	13.4	12.7	25.4	61.9	
	管理獣医師又は診療施設を定めている	対象	525	87.2	3.2	3.6	5.9	90.4	-0.4
		非	238	91.2	2.9	1.7	4.2	94.1	+2.0
大臣指定地域が指定された場合の取り組み内容の習熟	対象	392	59.2	15.8	12.8	12.2	75.0	+5.6	
	非	167	54.5	9.6	21.0	15.0	64.1	+0.8	
飼育環境	衛生管理区域の設定	対象	525	89.5	7.6	2.1	0.8	97.1	+0.4
		非	233	90.6	6.0	3.0	0.4	96.6	+0.9
	放牧制限の準備※2	対象	5	80.0	0.0	20.0	0.0	80.0	+30.0
		非	4	75.0	25.0	0.0	0.0	100.0	+16.6
	埋却等に備えた措置※3	対象	527	74.6	15.4	7.0	3.0	90.0	
		非	235	82.1	11.5	4.7	1.7	93.6	
衛生管理区域内での、犬猫等の愛玩動物飼養禁止に伴う対策（番犬や地域猫も含む）	対象	527	65.5	19.7	7.2	7.6	85.2	-0.2	
	非	237	65.4	24.5	3.4	6.8	89.9	+3.0	
家畜	密飼いの防止	対象	539	82.0	15.6	1.5	0.9	97.6	+0.8
		非	240	83.3	13.8	1.3	1.7	97.1	-0.6

※1：本年度からの項目【令和3年改正】

※2：放牧をしている農場に限る

※3：本年度からの項目【令和3年改正】

取り組んでいる90%以上にマーキング

図4 家畜防疫の取り組み：「取り組んでいる計」各属性比較数表

	人							飼育環境				家畜	
	家畜所有者（農場主）以外に管理者（場長等）がある場合の、飼養衛生管理者の選任	農場の平面図を作成し、家保の検査及び指導を受けている	自農場の飼養衛生管理マニュアルの作成	衛生管理記録の作成・保管	大規模所有者が講ずる措置※1	管理獣医師又は診療施設を定めている	大臣指定地域が指定された場合の取り組み内容の習熟	衛生管理区域の設定	放牧制限の準備※2	埋却等に備えた措置※3	衛生管理区域内での、犬猫等の愛玩動物飼養禁止に伴う対策（番犬や地域猫も含む）	密飼いの防止	
N=(農場数)	695	776	771	769	436	763	559	758	9	762	764	779	
全体	77.9	93.5	78.4	80.9	63.3	91.6	71.8	96.9	88.9	91.1	86.6	97.4	
地域別	北海道	84.7	95.1	87.8	90.3	81.5	92.7	71.9	100.0	100.0	92.5	95.0	100.0
	東北	77.5	93.5	79.2	77.9	72.6	92.9	73.1	96.4	0.0	92.8	86.9	98.5
	関東	77.0	96.9	76.6	78.4	58.0	89.2	74.1	97.3	100.0	90.1	84.3	97.4
	北陸	77.4	97.0	93.9	97.0	78.5	93.8	76.2	97.0	100.0	84.4	75.7	100.0
	東海	69.9	95.3	81.0	85.4	65.7	96.8	78.7	100.0	100.0	95.3	87.1	93.6
	近畿	76.9	93.3	80.0	73.4	33.3	71.4	84.6	93.3	0.0	73.3	78.5	100.0
	中国・四国	87.2	94.7	85.5	92.6	56.3	92.3	71.5	100.0	0.0	86.6	92.6	98.1
	九州	77.4	88.4	72.5	76.9	57.7	94.1	62.9	95.5	100.0	94.0	88.0	96.8
	沖縄	80.0	75.1	75.0	80.0	54.6	73.3	70.0	87.5	0.0	81.3	87.6	94.2
経営形態	個人経営	59.3	91.3	72.1	75.8	33.3	84.0	65.4	94.4	66.7	90.7	79.2	96.8
	法人経営	84.5	95.1	81.9	82.9	73.1	95.0	73.6	97.9	100.0	90.9	90.1	97.8
	その他	92.5	87.5	75.0	90.0	26.9	95.0	77.1	100.0	0.0	95.0	87.5	97.5
経営タイプ	肉豚生産経営（一貫生産）	76.2	93.6	76.1	79.9	62.9	91.8	70.4	96.8	83.4	90.2	85.7	97.3
	肉豚生産経営（肥育生産）	81.1	95.3	87.2	84.7	62.9	92.9	78.2	100.0	100.0	94.0	89.1	98.9
	繁殖経営（子豚販売）	75.9	84.4	78.8	79.4	60.0	81.8	60.0	94.0	0.0	93.7	88.2	97.1
	種豚場	100.0	97.3	97.4	94.7	75.0	94.6	90.7	97.4	0.0	97.4	97.4	100.0
飼育形態	ウインドレス型豚舎	91.9	96.4	85.0	87.3	82.0	96.4	79.0	98.0	0.0	91.9	91.6	98.4
	セミウインドレス型豚舎	87.3	96.6	82.8	88.0	75.7	94.6	78.3	98.0	100.0	93.1	92.1	98.7
	開放型豚舎	74.6	93.1	77.2	80.0	60.5	91.0	69.8	97.2	100.0	90.0	84.7	97.1
	放牧※2	77.8	100.0	81.8	81.8	33.3	70.0	71.5	100.0	88.9	100.0	100.0	100.0
	その他の形態	82.4	86.9	71.4	81.0	50.0	90.9	66.7	95.6	0.0	90.9	80.9	91.3
子取り雌豚頭数別	20頭未満	64.1	84.0	65.3	79.1	12.5	84.0	63.7	95.9	50.0	91.9	72.9	100.0
	20～49頭	70.5	92.9	81.9	76.8	33.3	88.9	80.0	94.6	100.0	92.7	83.9	96.5
	50～99頭	58.8	94.2	65.9	74.7	21.7	87.1	60.0	97.6	100.0	91.9	76.2	97.8
	100～199頭	64.4	94.3	70.0	72.4	26.9	89.7	64.0	95.6	0.0	87.1	86.7	95.1
	200～499頭	83.1	92.5	78.9	82.3	71.2	93.8	68.7	97.9	100.0	92.3	86.9	98.6
	500～999頭	96.3	98.8	91.5	89.1	85.7	96.4	84.2	97.7	100.0	93.9	95.2	97.5
	1000頭以上	96.6	97.8	91.0	93.2	91.8	100.0	78.3	100.0	0.0	90.8	97.7	98.9
出荷頭数別	400頭未満	67.2	88.7	71.8	83.1	18.4	83.1	70.9	94.3	85.7	94.5	81.7	100.0
	400～999頭	53.0	88.8	68.9	74.2	35.0	86.5	65.8	93.6	0.0	90.3	72.6	95.2
	1000～1999頭	64.3	94.2	71.5	70.5	17.9	89.5	62.7	98.8	100.0	86.9	81.2	96.5
	2000～3999頭	68.7	94.4	78.2	78.5	32.5	92.5	64.7	96.3	0.0	90.8	89.7	96.4
	4000～9999頭	84.3	94.6	76.0	85.9	65.9	94.6	69.0	98.4	100.0	89.7	86.1	97.7
	10000～19999頭	95.4	97.7	89.8	90.9	90.1	97.7	85.4	97.7	0.0	95.5	92.0	97.8
	20000頭以上	97.8	98.9	91.2	93.3	90.8	100.0	82.1	100.0	0.0	92.1	97.8	98.9
チャック	接種推奨地域	77.3	95.0	79.8	81.4	63.9	90.4	75.0	97.1	80.0	90.0	85.2	97.6
	非接種地域	79.0	89.9	75.5	79.7	61.9	94.1	64.1	96.6	100.0	93.6	89.9	97.1

注) 取り組んでいる計 = 「取り組んでいる」+「取り組んでいるが、支障や課題がある」の合計値

※1：本年度からの項目【令和3年改正】

※2：放牧をしている農場に限る

※3：本年度からの項目【令和3年改正】

(%)

I.家畜防疫（防疫ルールの作成）のまとめ

家畜防疫についての取り組みは昨年と比較して全項目アップ

昨年と比較して全項目で「取り組んでいる」がアップしていて、（新規項目を除く）各農家さんの努力が伺える。

12項目中「②農場の平面図を作成し、家保の検査及び指導を受けている」「⑥管理獣医師又は診療施設を定めている」「⑧衛生管理区域の設定」「⑩埋却等に備えた措置」「⑫密飼いの防止」の5項目が90%以上。

取り組みが進んでいるのは「⑫密飼いの防止」、「⑧衛生管理区域の設定」

全体として「取り組んでいる計」が高いのは「⑫密飼いの防止」97.4%、「⑧衛生管理区域の設定」96.9%。

「取り組んでいる計」が低いのは「⑤大規模所有者が講ずる措置」63.3%、「⑦大臣指定地域が指定された場合の取り組み内容の習熟」71.8%。昨年と比較すると「⑨放牧制限の準備（注：回答農場数は少ない）」が+18.9%、次いで「③自農場の飼養衛生管理マニュアルの作成」が+7.4%。また「取組前」「取り組んでいない」の回答割合が10%を超える項目としては「①飼養衛生管理者の選任」「③飼養衛生管理マニュアルの作成」「④衛生管理記録の作成」「⑪愛玩動物飼養禁止に伴う対策」の4項目。

「接種推奨地域」と「非接種地域」でみると差が大きい項目が「⑦指定地域が指定された場合の取り組み内容の習熟」で「接種推奨地域」が「非接種地域」より10.9%も高い。逆に差が少ない項目は「⑧衛生管理区域の設定」と「⑫密飼いの防止」で差は0.5%となっている。また「接種推奨地域」の「③飼養衛生管理マニュアルの作成」が昨年と比較すると+7.9%高くなっている。

属性別にみると、全体より5%以上高い項目が多いのが「地域別」の「北海道」の6項目、「北陸」4項目。「経営タイプ」の「種豚場」7項目、「飼育形態」の「ウインドレス型豚舎」「セミウインドレス型豚舎」の6項目、「子取り雌豚頭数別」の「500～999頭」8項目、「1000頭以上」7項目、「出荷頭数別」の「10000～19999頭」7項目、「20000頭以上」8項目。

農場規模が大きくなると取り組んでいる項目が増えることがわかる。

全体より5%以上低い項目が多いのが「地域別」の「近畿」「沖縄」、「経営形態」の「個人経営」、「子取り雌豚頭数別」の「20頭未満」、「出荷頭数別」の「1999頭以下」。

小規模農場では「①飼養衛生管理者の選任」「③飼養衛生管理マニュアルの作成」「④衛生管理記録の作成」「⑦大臣指定地域が指定された場合の取り組み内容の習熟」といった「人」に関する項目で取り組んでいる比率が低かった。

【各項目での支障や課題、取り組んでいない理由として寄せられたご意見】

- ①家畜所有者（農場主）以外に管理者（場長等）がある場合の、飼養衛生管理者の選任
 - ・名前の公表や罰金までであるため、従業員にそこまでの責任を課すと辞める
- ③自農場の飼養衛生管理マニュアルの作成
 - ・豚舎の構造的に人や豚の動線に無理が生じる。作業効率の悪化に見合う効果を得られるか疑問があり、対応できないている。
- ⑤大規模所有者が講ずる措置
 - ・殺処分に関する対応計画策定が農場サイドでは難しい
 - ・埋却用の土地確保が難しい
- ⑦大臣指定地域が指定された場合の取り組み内容の習熟
 - ・ワクチンを打っている農場は全頭殺処分せずでよいのではないか？
- ⑩埋却等に備えた措置
 - ・埋却地は提示しているが水田のため多量の地下水が湧き出てくる恐れあり。家保に相談しているが明確な返答なし
 - ・事前の地域の理解醸成は反対意見が出ることなど容易に想像ができ、困難である
 - ・農場近隣の農地に関して、有事の際賃借できるかどうか。その契約はどうするか協議中
 - ・国・県が用意すべき
 - ・埋却地の確保が困難な農場もある
- ⑪愛玩動物飼養禁止に伴う対策
 - ・なぜ番犬等がいけないのか分からない。番犬がいることで他の生物の侵入が抑止出来るのに、なぜダメなのか
 - ・野良猫の衛生管理区域内への侵入
 - ・フェンスの網目を通過して侵入
- ⑫密飼いの防止
 - ・繁殖成績が上り既存の施設での飼養が窮屈になってきた。畜舎増築も検討したが建設費用が高すぎて取り組むことは困難
 - ・肥育豚で0.8/頭を目安としているが、達成には飼育母豚を減らすしかなく、収益性が損なわれる。
 - ・豚舎、豚房が足りない
 - ・地域的な問題で住民の理解が得にくく補助が得られない

Ⅱ.衛生管理区域への病原体の侵入防止（衛生管理区域内に持ち込ませない）

図5 衛生管理区域への病原体の侵入防止の取り組み：全体（全国）グラフ

全体（全国）		N=	取り組んでいる	取り組んでいるが、 支障や課題がある	取組前 （準備中）	取り組んで いない (取り組みない含む)	取り組んで いる計	昨年との 差異
人	衛生管理区域への必要のない者の立ち入りを制限	783	91.6	7.5 0.6 0.3			99.1	-0.4
	他の畜産関係施設等に立ち上った者等が衛生管理区域に立ち入る際のルール作成	771	80.4	11.7 5.3 2.6			92.1	+3.8
	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等の実施	776	80.3	12.5 5.7 1.5			92.8	+5.3
	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置とその使用	774	80.5	12.7 4.3 2.6			93.2	+0.8
物品	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と消毒の実施記録などの作成	778	75.1	15.9 5.7 3.3			91.0	+4.8
	他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際のルール作成	755	75.4	13.0 7.0 4.6			88.4	+9.0
	海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際のルール作成	695	77.7	4.9 6.9 10.5			82.6	+9.2
	消毒等、飲用水の適切な処理	765	87.6	6.9 3.0 2.5			94.5	+1.6
	食品循環資源を原料としている場合、飼料用として適切に加熱等の処理している※3	376	55.6	2.1 1.9	40.4		57.7	+10.8
	安全な資材（野菜・穀物等収穫した飼料原料）の利用	525	76.0	1.5 1.5	21.0		77.5	+7.5
	衛生管理区域への野生動物の侵入防止（防護柵の設置等）	772	86.9	9.6 1.7 1.8			96.5	+2.6
家畜を導入する際の健康観察等（導入元の衛生状態の確認・隔離豚舎等の利用）	763	89.3	7.3 1.4 2.0			96.6	+0.4	

(農場数)

(%)

(%)

(%)

取り組んでいる90%以上にマーキング

図6 衛生管理区域への病原体の侵入防止の取り組み：接種推奨地域・非接種地域比較グラフ

上段：接種推奨地域 下段：非接種地域		対象地域	N=	取り組んでいる	取り組んでいるが、支障や課題がある	取組前(準備中)	取り組んでいない(取り組めない含む)	取り組んでいる計	昨年との差異
人	衛生管理区域への必要のない者の立ち入りを制限	対象	545	91.6	7.3	0.9	0.2	98.9	-0.6
		非	238	91.6	8.0	0.0	0.4	99.6	+0.2
	他の畜産関係施設等に立ち上った者等が衛生管理区域に立ち入る際のルールの作成	対象	539	79.4	11.9	6.1	2.6	91.3	+3.8
		非	232	82.8	11.2	3.4	2.6	94.0	+4.5
	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等の実施	対象	540	78.7	13.1	6.7	1.5	91.8	+5.1
		非	236	83.9	11.0	3.4	1.7	94.9	+6.5
衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置とその使用	対象	538	79.9	12.8	4.8	2.4	92.7	-0.9	
	非	236	81.8	12.3	3.0	3.0	94.1	+3.2	
物品	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と消毒の実施記録などの作成	対象	540	74.1	16.9	5.9	3.1	91.0	+6.6
		非	238	77.3	13.9	5.0	3.8	91.2	+2.5
	他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際のルールの作成	対象	526	75.1	12.7	7.4	4.8	87.8	+9.4
		非	229	76.0	13.5	6.1	4.4	89.5	+8.7
	海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際のルールの作成	対象	487	78.2	4.5	7.0	10.3	82.7	+11.3
		非	208	76.4	5.8	6.7	11.1	82.2	+6.5
	消毒等、飲用水の適切な処理	対象	531	86.4	7.2	3.8	2.6	93.6	+1.8
		非	234	90.2	6.4	1.3	2.1	96.6	+2.3
	食品循環資源を原料としている場合、飼料用として適切に加熱等の処理している	対象	257	56.4	1.9	1.6	40.1	58.3	+11.9
		非	119	53.8	2.5	2.5	41.2	56.3	+8.6
安全な資材（野菜・穀物等収穫した飼料原料）の利用	対象	367	74.9	1.9	1.4	21.8	76.8	+5.7	
	非	158	78.5	0.6	1.9	19.0	79.1	+10.7	
野生動物・家畜	衛生管理区域への野生動物の侵入防止（防護柵の設置等）	対象	536	87.3	9.5	2.1	1.1	96.8	+4.0
		非	236	86.0	9.7	0.8	3.4	95.7	+0.5
	家畜を導入する際の健康観察等（導入元の衛生状態の確認・隔離豚舎等の利用）	対象	529	88.7	7.2	1.9	2.3	95.9	-0.1
		非	234	90.6	7.7	0.4	1.3	98.3	+2.0

(農場数)

(%)

(%)

(%)

取り組んでいる90%以上にマーキング

図7 衛生管理区域への病原体の侵入防止の取り組み：「取り組んでいる計」各属性比較数表

	人				物品						野生動物・家畜		
	衛生管理区域への必要のない者の立ち入りを制限	他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際のルールの作成	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等の実施	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置とその使用	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と消毒の実施記録などの作成	他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際のルールの作成	海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際のルールの作成	消毒等、飲用水の適切な処理	食品循環資源を原料としている場合、飼料用として適切に加熱等の処理している	安全な資材（野菜・穀物等収穫した飼料原料）の利用	衛生管理区域への野生動物の侵入防止（防護柵の設置等）	家畜を導入する際の健康観察等（導入元の衛生状態の確認・隔離豚舎等の利用）	
N=(農場数)	783	771	776	774	778	755	695	765	376	525	772	763	
全体	99.1	92.1	92.8	93.2	91.0	88.4	82.6	94.5	57.7	77.5	96.5	96.6	
地域別	北海道	100.0	97.4	100.0	100.0	90.0	95.0	86.5	100.0	65.2	87.1	74.3	100.0
	東北	99.3	91.4	91.3	96.4	88.5	87.6	84.5	95.1	58.4	82.6	99.3	97.0
	関東	99.6	89.2	90.1	93.0	90.0	84.9	82.2	92.4	53.3	71.7	95.2	95.1
	北陸	97.0	97.0	94.0	97.0	97.0	97.0	93.8	97.0	66.7	88.0	93.9	96.9
	東海	100.0	92.1	95.3	88.7	91.9	90.2	74.1	94.9	58.6	82.1	98.5	95.1
	近畿	93.4	93.4	86.6	93.3	93.3	93.3	78.6	93.3	83.3	78.5	100.0	100.0
	中国・四国	100.0	98.1	100.0	87.3	100.0	96.1	88.0	94.4	56.7	74.4	100.0	98.1
	九州	99.4	92.8	93.5	92.9	90.8	87.6	80.0	96.2	55.0	75.6	100.0	97.9
	沖縄	88.2	87.5	88.2	81.3	82.3	78.6	84.6	82.4	66.7	85.7	86.7	88.3
経営形態	個人経営	98.0	88.7	88.0	89.6	87.7	84.2	76.2	92.1	57.0	74.7	93.3	94.5
	法人経営	99.6	93.9	94.9	95.3	93.1	90.8	85.7	95.7	61.0	80.1	97.7	97.8
	その他	100.0	90.0	95.0	90.0	85.0	82.1	78.4	97.5	34.5	66.7	100.0	94.7
経営タイプ	肉豚生産経営（一貫生産）	99.2	90.8	91.6	92.4	90.0	86.9	81.7	93.9	56.8	79.1	96.1	95.8
	肉豚生産経営（肥育生産）	100.0	98.8	97.6	97.6	93.0	94.9	80.0	100.0	60.5	68.6	98.8	100.0
	繁殖経営（子豚販売）	97.1	94.1	97.1	94.1	94.2	91.1	93.3	94.1	64.3	68.4	97.1	100.0
	種豚場	100.0	97.4	97.4	100.0	100.0	97.3	94.5	97.3	65.0	80.7	100.0	100.0
飼育形態	ウインドレス型豚舎	100.0	96.8	96.4	98.1	96.5	94.9	89.2	98.0	56.3	78.8	96.4	98.0
	セミウインドレス型豚舎	100.0	97.4	95.4	94.0	94.0	95.3	91.4	97.9	61.5	80.2	96.0	97.9
	開放型豚舎	99.0	91.2	92.6	92.9	90.2	86.9	81.3	94.0	56.0	77.3	96.3	96.6
	放牧※2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	81.8	90.9	75.0	70.0	100.0	100.0
	その他の形態	100.0	85.7	86.4	85.7	81.8	83.4	66.7	87.0	50.0	76.9	95.5	100.0
子取り雌豚頭数別	20頭未満	100.0	89.1	89.4	82.6	83.3	80.0	66.7	85.4	42.9	64.9	95.7	93.2
	20～49頭	96.5	94.5	89.5	91.2	86.0	87.3	82.3	94.7	58.6	75.0	96.4	92.9
	50～99頭	97.7	84.1	87.3	87.5	86.1	79.7	77.2	89.4	63.3	84.2	94.4	94.2
	100～199頭	100.0	84.4	86.6	89.4	88.7	80.0	74.8	93.5	56.2	76.6	96.4	95.8
	200～499頭	100.0	95.2	95.3	96.6	91.1	90.1	83.3	93.8	58.4	78.8	96.5	99.3
	500～999頭	100.0	98.8	97.5	97.6	97.5	98.8	96.5	98.8	68.2	86.6	97.6	98.8
	1000頭以上	100.0	100.0	100.0	98.9	100.0	100.0	94.3	100.0	50.0	77.6	98.8	96.7
出荷頭数別	400頭未満	100.0	91.4	91.4	86.9	87.2	84.2	74.6	92.7	50.0	69.4	98.6	95.6
	400～999頭	95.3	91.9	89.1	90.4	87.5	87.1	80.4	90.4	64.3	74.5	95.4	95.2
	1000～1999頭	98.8	85.8	88.1	88.3	84.6	79.3	77.1	90.2	57.1	76.9	97.6	91.8
	2000～3999頭	100.0	90.8	92.6	94.6	92.7	89.6	82.6	94.4	62.2	82.8	98.2	98.2
	4000～9999頭	100.0	95.2	94.6	96.9	90.7	88.8	79.4	93.7	61.7	82.6	96.1	99.2
	10000～19999頭	100.0	97.8	97.8	97.7	94.3	96.6	95.4	97.7	62.5	82.2	96.7	98.8
	20000頭以上	100.0	100.0	100.0	98.9	100.0	100.0	95.6	100.0	46.3	78.3	98.9	96.7
チャック	接種推奨地域	98.9	91.3	91.8	92.7	91.0	87.8	82.7	93.6	58.3	76.8	96.8	95.9
	非接種地域	99.6	94.0	94.9	94.1	91.2	89.5	82.2	96.6	56.3	79.1	95.7	98.3

注) 取り組んでいる計 = 「取り組んでいる」+「取り組んでいるが、支障や課題がある」の合計値

(%)

Ⅱ.衛生管理区域への病原体の侵入防止（衛生管理区域内に持ち込ませない）のまとめ

衛生管理区域への病原体の侵入防止についての取り組みは昨年より推進

衛生管理区域への病原体の侵入防止についての取り組みは昨年と比較すると12項目中10項目がアップしている。

取り組みが進んでいるのは「⑬衛生管理区域への必要のない者の立ち入りを制限」、「⑳家畜を導入する際の健康観察等」

全体の「取り組んでいる計」が90%以上の項目が12項目中8項目と非常に高い。

特に「⑬衛生管理区域への必要のない者の立ち入りを制限」は99.1%とほぼすべての農場で取り組んでいる。

また「野生動物・家畜」に関する2項目は両方とも96%台と良く取り組まれていることがわかる。

「㉑食品循環資源を原料としている場合、飼料用として適切に加熱等の処理」は「取り組んでいる計」が57.7%と低いが昨年より+10.8%と推進されていることは伺える。

「接種推奨地域」と「非接種地域」で大きな差はみられない。

昨年との差異をみると10%以上増加しているのが「接種推奨地域」の「㉑食品循環資源を原料としている場合、飼料用として適切に加熱等の処理」+11.9%、「㉑海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際のルール」の作成」+11.3%。

「非接種地域」の「㉒安全な資材（野菜・穀物等収穫した飼料原料）の利用」+10.7%。

属性別にみると、全体より5%以上高い項目が多いのが「地域別」の「北海道」で7項目、「経営タイプ」の「種雄場」6項目、「子取り雌豚頭数別」の「1000頭以上」7項目と「500～999頭」6項目、「出荷頭数別」の「20000頭以上」7項目。大規模農場では100%の項目も多く、積極的に取り組んでいる様子がわかる。

全体より5%以上低い項目が多いのが「地域別」の「沖縄」で7項目、「子取り雌豚頭数別」の「20頭未満」7項目と「50～99頭」6項目、「出荷頭数別」では「400頭未満」「1000～1999頭」4項目。

地域や農場規模によって取り組みに差があることわかる結果となった。

【各項目での支障や課題、取り組んでいない理由として寄せられたご意見】

⑬衛生管理区域への必要のない者の立ち入りを制限

- ・作業でゲートを開けていると看板も無視して無知な人が、無断で侵入する

⑯衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置とその使用

- ・学授の為、多数の生徒が飼育管理に関わる
- ・エサ屋とガス屋に長靴用意のみ
- ・着替えるための部屋の準備が間に合っておらず、不十分な部分がある

⑰衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と消毒の実施記録などの作成

- ・冬季凍結の為車両消毒は行っていない
- ・消石灰散布

⑱他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際のルール」の作成

- ・ルールといっても柵の中に入れて消毒1日～3日ねかせる
- ・他の畜産施設で使用したものは使わない

㉑海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際のルール」の作成

- ・海外に行かない
- ・持ち込まない

㉒消毒等、飲用水の適切な処理

- ・定期的には井戸水の水質検査を実施しているが、消毒液の添加は高額な設置費用が掛かるためまだ未実施

㉓食品循環資源を原料としている場合、飼料用として適切に加熱等の処理

- ・飼料会社と綿密な打ち合わせをしたうえで飼料を決めている
- ・加熱の必要のない原料を仕入れている
- ・飼料メーカーより買う
- ・油代が高いため免税油があればできます

㉔安全な資材（野菜・穀物等収穫した飼料原料）の利用

- ・飼料会社の配合飼料のみ使用
- ・利用していない

㉕衛生管理区域への野生動物の侵入防止

- ・防護柵の規格を、最初から小動物が侵入できないようなものに指定してほしかった
- ・小動物や鳥類は防護柵では止められない
- ・雪積時の対策が難しい

㉖家畜を導入する際の健康観察等

- ・精液導入については導入元の状態確認は難しい
- ・隔離豚舎が無い

Ⅲ.衛生管理区域の衛生状態の確保（畜舎内で拡げない）

図8 衛生管理区域の衛生状態の確保の取り組み：全体（全国）グラフ

全体（全国）		N=	取り組んでいる	取り組んでいるが、 支障や課題がある	取組前 (準備中)	取り組んで いない (取り組めない含む)	取り組んで いる計	昨年との 差異	
人	畜舎に立ち入る際の手 指消毒等	770	76.6			13.8	5.1 4.5	90.4	+7.3
	畜舎ごとの専用衣服及び 靴の設置とその使用	768	57.4		23.7	7.7	11.2	81.1	+6.3
物 品	注射針、人工授精用器 具等の定期的な清掃又 は消毒	761	92.6			4.5	1.3 1.6	97.1	+0.2
	畜舎外での病原体による 汚染防止	743	85.5			9.8	2.2 2.6	95.3	+2.0
野 生 動 物	野生動物の侵入防止のための ネット等の設置、点検及び修繕 (大臣指定地域における放牧 場への防鳥ネット・避難用設備 の確保)	775	78.7			15.0	4.9 1.4	93.7	+5.6
	給餌・給水設備等への 野生動物の排せつ物等 の混入の防止	771	82.5			15.0	1.4 1.0	97.5	+1.9
	ネズミ及び害虫の駆除	776	72.0			25.5	1.4 1.0	97.5	-0.3
飼 育 環 境	衛生管理区域内の整理整 頓（不要な資材の処分・除 草等）及び定期的な消毒	770	79.6			16.9	2.6 0.9	96.5	+0.3
	定期的な畜舎等施設の 清掃及び消毒	775	87.5			10.3	0.9 1.3	97.8	-0.2
家 畜	飼養豚の毎日の健康観 察	780	96.8			2.7	0.5 0.0	99.5	+0.1

(農場数)

(%)

(%)

(%)

取り組んでいる90%以上にマーキング

図9 衛生管理区域の衛生状態の確保の取り組み：接種推奨地域・非接種地域比較グラフ

上段：接種推奨地域 下段：非接種地域		対象地域	N=	取り組んでいる	取り組んでいるが、支障や課題がある	取組前(準備中)	取り組んでいない(取り組めない含む)	取り組んでいる計	昨年との差異
人	畜舎に立ち入る際の手指消毒等	対象	534	77.3	14.0	4.3	4.3	91.3	+8.5
		非	236	75.0	13.1	6.8	5.1	88.1	+4.6
	畜舎ごとの専用衣服及び靴の設置とその使用	対象	532	58.5	24.2	7.0	10.3	82.7	+7.2
		非	236	55.1	22.5	9.3	13.1	77.6	+3.7
物品	注射針、人工授精用器具等の定期的な清掃又は消毒	対象	527	91.7	4.9	1.7	1.7	96.6	-0.8
		非	234	94.9	3.4	0.4	1.3	98.3	+2.1
	畜舎外での病原体による汚染防止	対象	516	84.1	10.7	2.3	2.9	94.8	+1.5
		非	227	88.5	7.9	1.8	1.8	96.4	+3.2
野生生物	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修善(大臣指定地域における放牧場への防鳥ネット・避難用設備の確保)	対象	540	80.2	14.8	3.9	1.1	95.0	+4.1
		非	235	75.3	15.3	7.2	2.1	90.6	+6.2
	給餌・給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	対象	534	81.3	15.7	1.7	1.3	97.0	+0.9
		非	237	85.2	13.5	0.8	0.4	98.7	+3.8
	ネズミ及び害虫の駆除	対象	540	70.9	26.3	1.7	1.1	97.2	±0.0
		非	236	74.6	23.7	0.8	0.8	98.3	-0.3
飼育環境	衛生管理区域内の整理整頓(不要な資材の処分・除草等)及び定期的な消毒	対象	536	79.3	16.8	2.6	1.3	96.1	-0.5
		非	234	80.3	17.1	2.6	0.0	97.4	+1.6
	定期的な畜舎等施設の清掃及び消毒	対象	538	86.2	11.2	1.7	0.9	97.4	-0.2
		非	237	90.3	8.4	0.8	0.4	98.7	+0.1
家畜	飼養豚の毎日の健康観察	対象	542	96.7	2.8	0.0	0.6	99.5	±0.0
		非	238	97.1	0.0	2.5	0.4	99.6	+0.5

(農場数)

(%)

(%)

(%)

取り組んでいる90%以上にマーキング

図10 衛生管理区域の衛生状態の確保の取り組み：「取り組んでいる計」各属性比較数表

	人		物品		野生生物			飼育環境		家畜	
	畜舎に立ち入る際の手指消毒等	畜舎ごとの専用衣服及び靴の設置とその使用	注射針、人工授精器具等の定期的な清掃又は消毒	畜舎外での病原体による汚染防止	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修善（大田指定地域における放牧場への防鳥ネット・避難用設備の確保）	給餌・給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	ネズミ及び害虫の駆除	衛生管理区域内の整理整頓（不要な資材の処分・除草等）及び定期的な消毒	定期的な畜舎等施設の清掃及び消毒	飼養豚の毎日の健康観察	
N=(農場数)	770	768	761	743	775	771	776	770	775	780	
全体	90.4	81.1	97.1	95.3	93.7	97.5	97.5	96.5	97.8	99.5	
地域別	北海道	95.0	90.0	100.0	92.5	89.5	100.0	100.0	97.4	100.0	100.0
	東北	94.9	87.7	95.5	94.7	95.8	96.4	97.9	95.7	98.6	100.0
	関東	88.7	79.4	97.8	95.1	93.1	97.4	97.8	97.4	98.7	99.6
	北陸	97.0	94.0	93.9	96.9	97.0	97.0	97.0	96.9	96.9	100.0
	東海	90.3	79.0	98.4	95.0	98.5	98.4	98.4	96.8	96.8	98.5
	近畿	80.0	73.4	100.0	93.3	93.3	100.0	80.0	86.7	93.3	100.0
	中国・四国	98.1	86.5	96.3	96.1	100.0	96.4	100.0	98.2	96.3	100.0
	九州	86.5	75.0	97.8	97.2	90.2	98.9	97.9	97.3	98.4	99.5
	沖縄	81.3	66.7	87.6	85.7	87.6	87.5	87.5	81.3	81.3	94.1
経営形態	個人経営	86.8	73.0	94.8	92.9	87.6	95.0	96.4	93.4	96.7	99.2
	法人経営	92.1	85.0	98.0	96.4	96.3	99.2	98.1	98.2	98.3	99.6
	その他	92.3	82.5	100.0	94.9	100.0	95.0	97.5	95.0	97.5	100.0
経営タイプ	肉豚生産経営（一貫生産）	89.3	79.6	97.6	95.3	93.8	97.7	97.7	96.6	98.1	99.7
	肉豚生産経営（肥育生産）	95.3	87.7	94.5	97.4	96.5	100.0	97.6	98.8	98.8	98.8
	繁殖経営（子豚販売）	90.9	78.8	97.1	87.6	84.4	91.2	94.1	88.2	91.2	100.0
	種豚場	100.0	94.7	97.4	100.0	97.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
飼育形態	ウインドレス型豚舎	95.2	89.0	100.0	98.4	96.0	99.6	100.0	99.2	100.0	99.2
	セミウインドレス型豚舎	93.9	83.1	98.6	96.6	96.0	99.3	99.3	98.0	99.3	100.0
	開放型豚舎	89.6	78.7	96.9	94.7	93.2	97.3	97.1	95.7	97.3	99.9
	放牧※2	100.0	90.9	80.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	その他の形態	90.9	90.9	95.3	100.0	90.5	95.0	95.4	100.0	100.0	100.0
子取り雌豚頭数別	20頭未満	89.1	70.2	97.7	90.0	97.9	95.6	93.6	91.3	97.9	100.0
	20～49頭	87.7	76.8	94.6	94.3	91.2	93.0	96.5	96.5	96.5	100.0
	50～99頭	83.3	73.2	94.3	90.5	85.1	94.3	97.7	93.0	95.4	100.0
	100～199頭	82.3	71.4	97.9	95.6	92.3	99.3	98.5	95.1	97.9	100.0
	200～499頭	92.5	83.8	98.7	96.6	95.9	98.7	97.2	99.3	98.6	100.0
	500～999頭	98.8	97.6	100.0	98.8	98.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1000頭以上	97.7	85.4	100.0	100.0	98.9	98.8	100.0	100.0	100.0	100.0
出荷頭数別	400頭未満	89.7	78.6	97.0	95.4	94.3	97.2	97.1	95.7	98.6	100.0
	400～999頭	87.3	73.5	93.6	88.2	87.5	92.1	95.3	92.2	93.8	100.0
	1000～1999頭	80.7	73.8	96.5	92.7	94.0	96.4	98.8	96.3	97.7	100.0
	2000～3999頭	92.7	79.9	98.2	98.1	94.6	99.1	99.1	93.6	98.2	100.0
	4000～9999頭	90.7	84.5	98.5	96.9	96.1	99.2	96.9	99.2	98.4	100.0
	10000～19999頭	97.7	94.3	100.0	96.6	97.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	20000頭以上	97.8	89.0	100.0	100.0	98.9	98.9	100.0	100.0	100.0	100.0
チャック	接種推奨地域	91.3	82.7	96.6	94.8	95.0	97.0	97.2	96.1	97.4	99.5
	非接種地域	88.1	77.6	98.3	96.4	90.6	98.7	98.3	97.4	98.7	99.6

注) 取り組んでいる計 = 「取り組んでいる」+「取り組んでいるが、支障や課題がある」の合計値

(%)

Ⅲ.衛生管理区域の衛生状態の確保（畜舎内で拡げない）のまとめ

衛生管理区域への病原体の侵入防止についての取り組みは昨年より推進

衛生管理区域の衛生状態の確保についての取り組みは昨年と比較すると10項目中8項目がアップしている。

取り組みが進んでいるのは「㉔畜舎に立ち入る際の手指消毒等」、「㉕畜舎毎の専用服・靴の設置・使用」

全体の「取り組んでいる計」が90%以上の項目が10項目中9項目。「㉕畜舎毎の専用服・靴の設置・使用」のみ81.1%だが昨年と比較すると+6.3%と改善されている。しかし㉕は「取り組んでいない」も11.2%と他の項目と比較すると高い結果となった。

「㉔飼養豚の毎日の健康観察」は99.5%とほぼすべての農場で実施されている。

多くの項目で「接種推奨地域」と「非接種地域」で大きな差はみられないが、「㉕畜舎毎の専用服・靴の設置・使用」は5.1%、「㉔野生動物の侵入防止用ネット等の設置」は4.4%の差異が出ている。また「接種推奨地域」の「㉔畜舎に立ち入る際の手指消毒等」は昨年比+8.5%と取り組みが進んでいる。

属性別にみると全項目で全体を上回っているのが「地域別」の「中国・四国」、「経営タイプ」の「種豚場」、「飼育形態」の「セミインドレス型豚舎」、「子取り雌豚頭数別」の「500頭以上」、「出荷頭数別」の「4000頭以上」。「地域別」の「沖縄」では全項目が全体を下回っている。

【各項目での支障や課題、取り組んでいない理由として寄せられたご意見】

㉔畜舎に立ち入る際の手指消毒等

- ・衛生手袋をしている
- ・全従業員シャワーイン専用作業服着

㉕畜舎毎の専用服・靴の設置・使用

- ・衛生手袋をしている畜舎ごとの専用長靴は既に取り組み済み。しかし、小規模農場ということもあり畜舎間移動作業の際、作業衣をその都度、着替えることが非常に難しい。家保に相談したところ、畜舎ごとにワンタッチのエプロンを準備して着用することで了承を得ている
- ・屋外通路で豚舎間を繋ぎ、ステージごとにエリア分けをして専用衣服等の設置をしているが、動線が悪くなるため作業効率が悪くなる
- ・靴は交換をしているが、衣服交換は豚移動、出荷時には頻繁に出入りする為など現実的に無理な場面があり出来ない場合もある
- ・靴の履き替えのみ実施
- ・畜舎毎に更衣室が無い。作業効率的に難しい
- ・小さな豚舎が多いため、全ての豚舎では不可能
- ・長靴は畜舎ごとに変えているが衣類を変えるのはむずかしい
- ・畜舎ごとの専用服の着替えは現実的にできない

㉖注射針、人工授精用器具等の定期的な清掃又は消毒

- ・使用しない
- ・針は使う前にアルコールでふく

㉗畜舎外での病原体による汚染防止

- ・修繕用資材の消毒が不徹底の場合がある
- ・数日置いておき、それから定位置にしまう

㉘野生動物の侵入防止用ネット等の設置

- ・ネズミがすぐに破る。古い豚舎はネットを張ると換気が悪くなり生産性を落とす

㉙給餌・給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

- ・貯水槽は施錠しているが河川の水を汲み上げて使用しているので不安がある
- ・野良猫、山のカラス侵入
- ・ネズミ、昆虫

㉚ネズミ及び害虫の駆除

- ・ネズミの駆除にかなり困っているが全てのネズミを対処することは不可能（豚熱対策の疑問点）
- ・ネズミは業者に殺鼠作業してもらっているが減らない
- ・しっかりとやっているがいなくなることはない。何かしら見本を示してくれると助かる
- ・ネズミはなかなか難しい
- ・建物の老朽化に伴い駆除に限りがある

㉛衛生管理区域内の整理整頓及び定期的な消毒

- ・区域内全てを消毒するのは困難
- ・廃材の捨て賃が高いためなかなかできない
- ・畜舎の老朽化が進み、不要な資材が増えてしまっている
- ・1人なので時間と労働に難

㉜定期的な畜舎等施設の清掃及び消毒

- ・取り組んでいないと飼育に影響が出てくる

㉝飼養豚の毎日の健康観察

- ・人手不足

IV.衛生管理区域からの病原体の散逸予防（退出時に外に出さない）

図11 衛生管理区域からの病原体の散逸予防の取り組み：全体（全国）グラフ

全体（全国）		N=	取り組んでいる	取り組んでいるが、 支障や課題がある	取組前 （準備中）	取り組んで いない (取り組めない含む)	取り組んで いる計	昨年との 差異		
人	出入口への消毒設備の 設置と衛生管理区域か ら退出する者の手指消 毒等	776	79.8			13.9	4.1 2.2	93.7	+5.5	
	物品	適切な車両消毒設備の 設置と衛生管理区域か ら退出する車両の消毒 等	768	75.1			16.5	4.7 3.6	91.6	+4.8
		衛生管理区域から搬出 する物品の消毒等	756	65.3			16.8	7.9 9.9	82.1	+4.7
家畜	家畜の出荷又は移動時 の健康観察	777	97.3			2.4	0.3 0.0	99.7	+0.1	
	特定症状（豚熱、アフリカ 豚熱、口蹄疫）が確認され た場合の早期通報並びに 出荷及び移動の停止等へ の理解	777	97.3			2.4	0.3 0.0	99.7	+0.9	
	特定症状以外の異常（伝 染病の疑いがあるもの等） が確認された場合の出荷及 び移動の停止への理解	773	96.5			3.2	0.3 0.0	99.7	+0.8	

(農場数)

(%)

(%)

(%)

取り組んでいる90%以上にマーキング

図12 衛生管理区域からの病原体の散逸予防の取り組み：接種推奨地域・非接種地域比較グラフ

上段：接種推奨地域 下段：非接種地域		対象地域	N=	取り組んでいる	取り組んでいるが、支障や課題がある	取組前(準備中)	取り組んでいない(取り組めない含む)	取り組んでいる計	昨年との差異
人	出入口への消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	対象	536	79.7	14.4	3.9	2.1	94.1	+5.9
		非	240	80.0	12.9	4.6	2.5	92.9	+4.7
物品	適切な車両消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する車両の消毒等	対象	531	73.1	17.5	5.3	4.1	90.6	+6.0
		非	237	79.7	14.3	3.4	2.5	94.0	+4.5
家畜	衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	対象	522	63.2	17.2	8.8	10.7	80.4	+4.8
		非	234	70.1	15.8	6.0	8.1	85.9	+6.1
	家畜の出荷又は移動時の健康観察	対象	537	97.4	2.2	0.4	0.0	99.6	-0.2
		非	240	97.1	2.9	0.0	0.0	100.0	+0.6
	特定症状（豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫）が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止等への理解	対象	538	97.8	1.9	0.4	0.0	99.7	+0.1
		非	239	96.2	3.8	0.0	0.0	100.0	+2.2
	特定症状以外の異常（伝染病の疑いがあるもの等）が確認された場合の出荷及び移動の停止への理解	対象	535	97.0	2.6	0.4	0.0	99.6	±0.0
		非	238	95.4	4.6	0.0	0.0	100.0	+2.0

(農場数)

(%)

(%)

(%)

取り組んでいる90%以上にマーキング

図13 衛生管理区域からの病原体の散逸予防の取り組み：「取り組んでいる計」各属性比較数表

	人	物品		家畜			
	出入口への消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	適切な車両消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する車両の消毒等	衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	家畜の出荷又は移動時の健康観察	特定症状（豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫）が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止等への理解	特定症状以外の異常（伝染病の疑いがあるもの等）が確認された場合の出荷及び移動の停止への理解	
N=(農場数)	776	768	756	777	777	773	
全体	93.7	91.6	82.1	99.7	99.7	99.7	
地域別	北海道	97.6	92.5	87.5	100.0	100.0	100.0
	東北	95.0	87.1	81.1	100.0	100.0	100.0
	関東	93.9	90.5	77.1	99.5	99.6	99.6
	北陸	100.0	97.1	93.9	100.0	100.0	100.0
	東海	90.3	91.9	80.6	98.4	98.4	98.4
	近畿	86.7	86.7	73.3	100.0	100.0	100.0
	中国・四国	96.4	96.3	84.9	100.0	100.0	100.0
	九州	91.9	94.6	85.7	100.0	100.0	100.0
	沖縄	87.5	87.6	87.5	100.0	100.0	100.0
経営形態	個人経営	92.2	90.4	81.0	100.0	100.0	100.0
	法人経営	94.5	92.3	82.7	99.6	99.6	99.6
	その他	95.0	92.3	82.5	100.0	100.0	100.0
経営タイプ	肉豚生産経営（一貫生産）	93.1	91.1	80.5	99.7	99.6	99.7
	肉豚生産経営（肥育生産）	95.3	95.3	88.0	100.0	100.0	100.0
	繁殖経営（子豚販売）	94.1	88.3	91.2	100.0	100.0	100.0
	種豚場	100.0	97.4	89.4	100.0	100.0	100.0
飼育形態	ウインドレス型豚舎	96.4	94.4	86.3	99.6	100.0	100.0
	セミウインドレス型豚舎	97.3	93.9	85.5	100.0	100.0	100.0
	開放型豚舎	92.5	90.6	79.5	99.9	99.7	99.6
	放牧※2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	その他の形態	95.5	95.2	80.0	100.0	100.0	100.0
子取り雌豚頭数別	20頭未満	87.8	82.6	77.8	100.0	100.0	100.0
	20～49頭	94.5	89.1	81.1	100.0	100.0	100.0
	50～99頭	90.9	90.7	77.3	100.0	100.0	100.0
	100～199頭	90.8	87.6	73.2	100.0	100.0	100.0
	200～499頭	94.6	92.5	81.4	100.0	99.3	99.3
	500～999頭	97.5	96.4	95.1	100.0	100.0	100.0
	1000頭以上	97.8	96.7	85.1	100.0	100.0	100.0
出荷頭数別	400頭未満	94.4	88.6	84.3	100.0	100.0	100.0
	400～999頭	91.8	85.2	78.3	100.0	100.0	100.0
	1000～1999頭	90.7	87.1	78.6	100.0	100.0	100.0
	2000～3999頭	93.6	92.5	83.1	100.0	100.0	100.0
	4000～9999頭	95.4	92.3	77.2	100.0	99.2	99.2
	10000～19999頭	97.7	96.6	94.2	100.0	100.0	100.0
	20000頭以上	97.8	96.7	86.5	100.0	100.0	100.0
チャック	接種推奨地域	94.1	90.6	80.4	99.6	99.7	99.6
	非接種地域	92.9	94.0	85.9	100.0	100.0	100.0

注) 取り組んでいる計 = 「取り組んでいる」+「取り組んでいるが、支障や課題がある」の合計値 (%)

IV.衛生管理区域からの病原体の散逸予防（退出時に外に出さない）のまとめ

衛生管理区域からの病原体の散逸予防についての取り組みは昨年より推進

衛生管理区域からの病原体の散逸予防についての取り組みは昨年と比較すると6項目すべてがアップしている。

取り組みが進んでいるのは6項目中「人」と「物品」の3項目

全体の「取り組んでいる計」が90%以上の項目が6項目中5項目。「㉞衛生管理区域から搬出する物品の消毒等」のみ82.1%で、この項目は「取組前」7.9%、「取り組んでいない」9.9%と取り組みに課題が残る。

昨年と比較すると「㉝出入口への消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する者の手指消毒等」+5.5%、「㉞適切な車両消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する車両の消毒等」+4.8%、「㉞衛生管理区域から搬出する物品の消毒等」+4.7%と伸びている。

「接種推奨地域」と「非接種地域」で一番差が出たのが「㉞衛生管理区域から搬出する物品の消毒等」の5.5%。「家畜」に関しては㉞以外のすべての項目で「非接種地域」の「取り組んでいる計」は100.0%。「接種推奨地域」も㉞以外は99%台とほとんどの農場で取り組まれている。

属性別にみると「地域別」は「北海道」「北陸」「中国・四国」が全項目で全体を上回っているが、特に「北陸」で非常によく取り組まれている。

また「子取り雌豚頭数別」の「500頭以上」、「出荷頭数別」の「10000頭以上」でも全項目が上回っている。

【各項目での支障や課題、取り組んでいない理由として寄せられたご意見】

㉝出入口への消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

- ・入場は問題ないが出る時が徹底されていない場合がある
- ・来客者やすべての作業員に対して義務付けは現場ベースではなかなか難しい
- ・退出時の手指の消毒の必要性が分からない
- ・冬季の凍結
- ・外部車両運転手の退出時が立ち会っていないので不完全

㉞適切な車両消毒設備の設置と衛生管理区域から退出する車両の消毒等

- ・退出者全てをタイムリーに監視することは難しい
- ・自動噴霧機などの大型機械ではなく、手動の噴霧器で対応
- ・石灰散布のみ
- ・消毒機械の凍結

㉞衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

- ・搬出しにくい
- ・入れる時は気を付けているが出す時は無頓着となっている

㉞特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止等への理解

- ・豚熱ワクチンを打っているのに感染確認された場合に全頭殺処分という法律があるかぎり通報に躊躇するというのが現場の意見
- ・他の病気と区別がつかない症状の時、実際その都度出荷は止められない。明らかに通常と違う時は獣医師に相談して判断を仰いでいる
- ・理解はしているが国の補填が少ない

㉞特定症状以外の異常が確認された場合の出荷及び移動の停止への理解

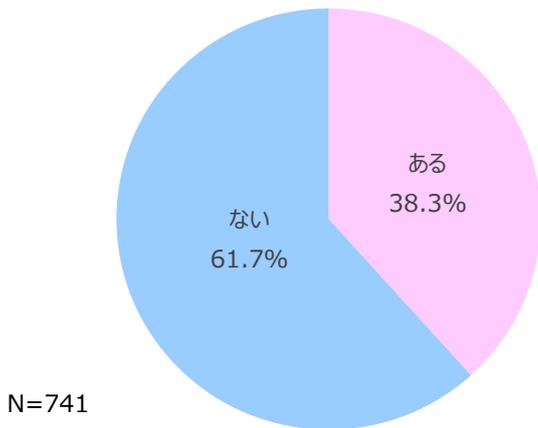
- ・理解はしているが国の補填が少ない

養豚経営と野生動物（イノシシ等）について

養豚経営と野生生物（イノシシ等）・野生生物について

北海道を除く

図14 農場外で野生イノシシ痕跡確認の有無（周辺10km程度）：全体（全国）グラフ

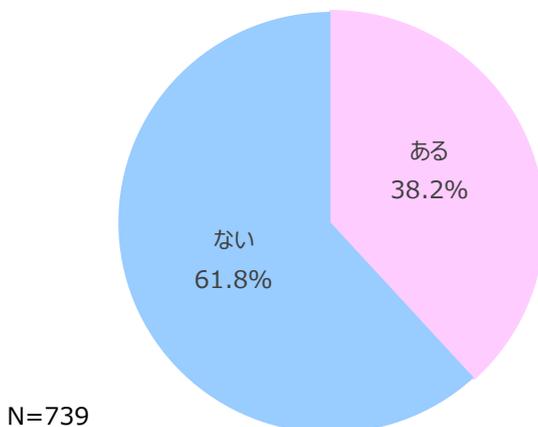


豚熱ワクチン接種有無別

	N=	ある (%)	ない (%)
接種推奨地域	541	31.6	68.4
非接種地域	200	56.5	43.5

(%)

図15 農場外の周辺で生きた野生イノシシ目撃の有無：全体（全国）グラフ



豚熱ワクチン接種有無別

	N=	ある (%)	ない (%)
接種推奨地域	539	31.0	69.0
非接種地域	200	57.5	42.5

(%)

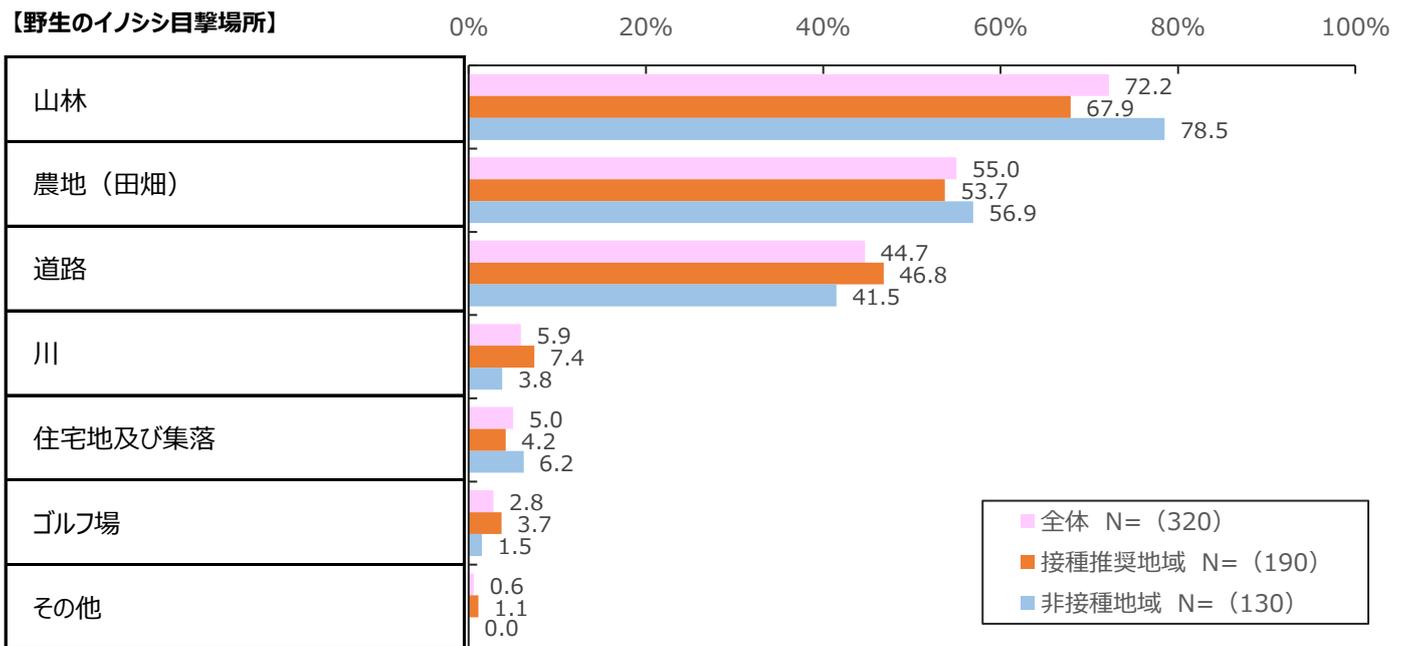
表9 農場外で野生イノシシ痕跡確認・目撃の有無：地域別数表

	野生イノシシ痕跡確認の有無			野生イノシシ目撃の有無		
	N=	ある (%)	ない (%)	N=	ある (%)	ない (%)
全国	741	38.3	61.7	739	38.2	61.8
東北	141	19.9	80.1	141	19.1	80.9
関東	230	30.0	70.0	228	28.1	71.9
北陸	34	23.5	76.5	34	26.5	73.5
東海	62	33.9	66.1	62	33.9	66.1
近畿	15	66.7	33.3	15	53.3	46.7
中国・四国	56	73.2	26.8	56	80.4	19.6
九州	187	54.5	45.5	187	54.5	45.5
沖縄	16	31.3	68.8	16	37.5	62.5

(農場数) (農場数) (%)

図16 野生のイノシシの目撃場所：全体（全国）・接種推奨地域・非接種地域比較グラフ

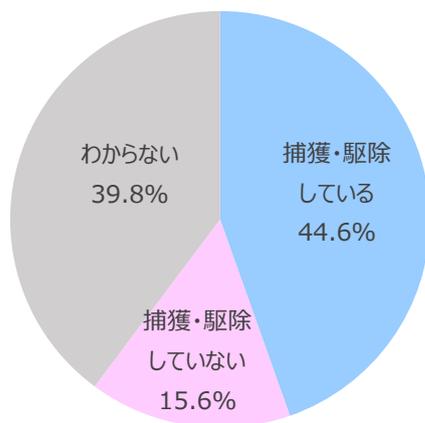
複数回答



N=320

注) 全体の高い順にソートしています。

図17 地元での野生イノシシの捕獲・駆除の有無：全体（全国）・接種推奨地域・非接種地域比較グラフ



N=729

豚熱ワクチン接種有無別

	N=	捕獲・駆除している	捕獲・駆除していない	わからない
接種推奨地域	532	44.7	17.3	38.0
非接種地域	197	44.2	11.2	44.7

(%)

図18 確保・駆除する方法：全体（全国）・接種推奨地域・非接種地域比較グラフ

複数回答

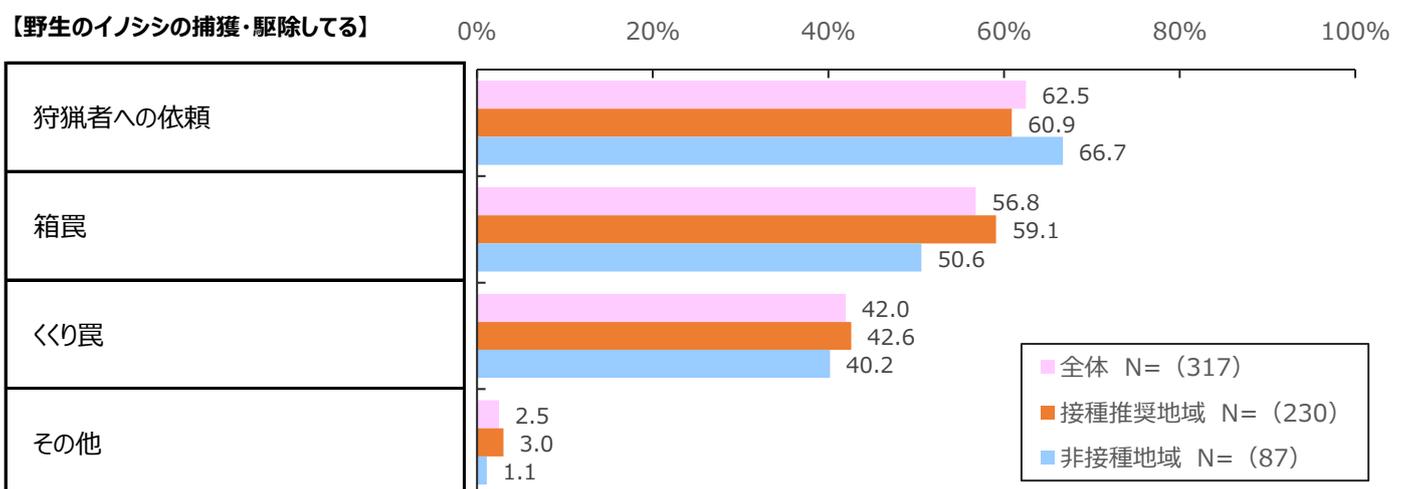
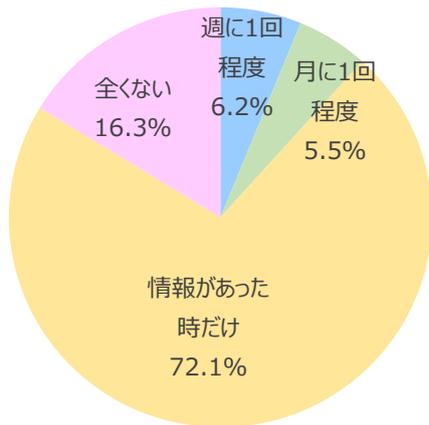


図19 家保から野生イノシシに関する情報：全体（全国）・接種推奨地域・非接種地域比較グラフ



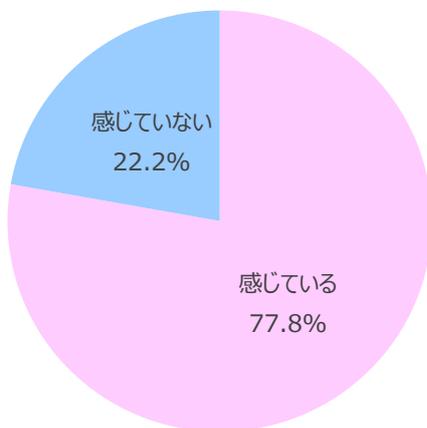
豚熱ワクチン接種有無別

	N=	週に1回程度	月に1回程度	情報があつた時だけ	全くない
接種推奨地域	536	8.2	6.0	77.4	8.4
非接種地域	195	0.5	4.1	57.4	37.9

(%)

N=731

図20 野生のイノシシに対して感染症の脅威の有無：全体（全国）グラフ



豚熱ワクチン接種有無別

	N=	感じている	感じていない
接種推奨地域	534	81.3	18.7
非接種地域	195	68.2	31.8

(%)

N=729

図21 野生イノシシに対して危機意識が高まる防護柵からの距離：全体（全国）・接種推奨地域・非接種地域比較グラフ

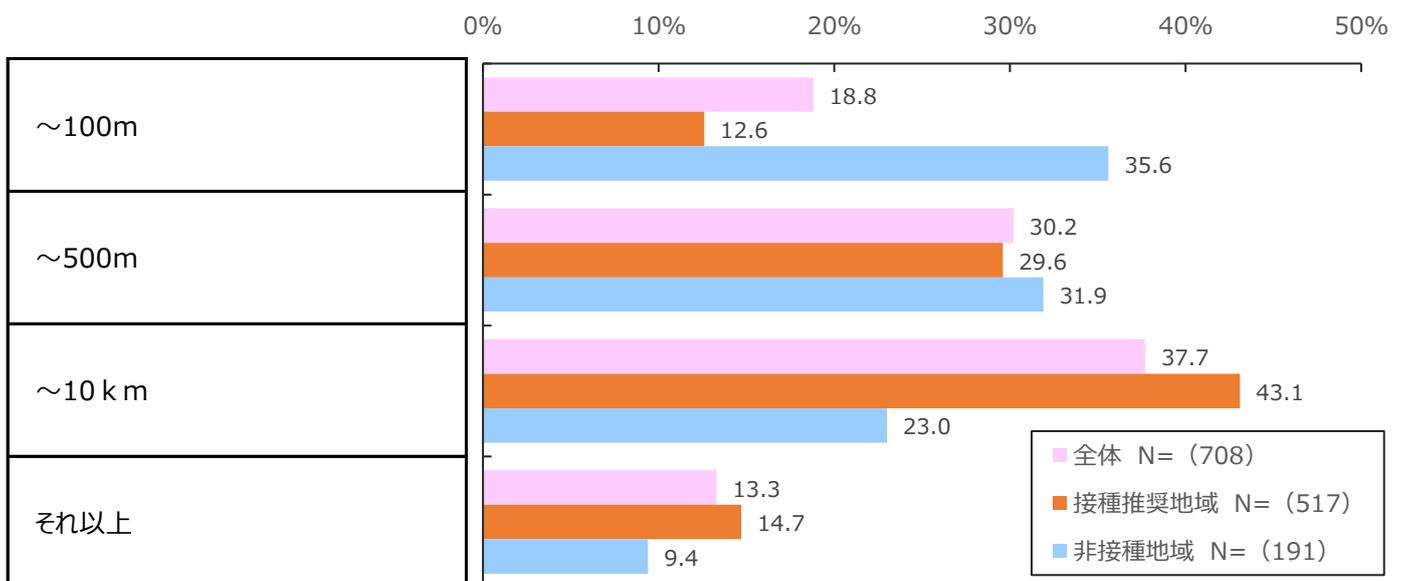
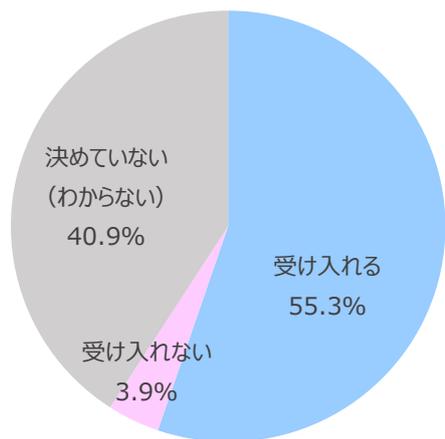


図22 経口ワクチン散布を受け入れるか：全体（全国）・接種推奨地域・非接種地域比較グラフ



N=722

豚熱ワクチン接種有無別

	N=	受け入れる (%)	受け入れない (%)	決めていない (わからない) (%)
接種推奨地域	525	59.4	4.4	36.2
非接種地域	197	44.2	2.5	53.3

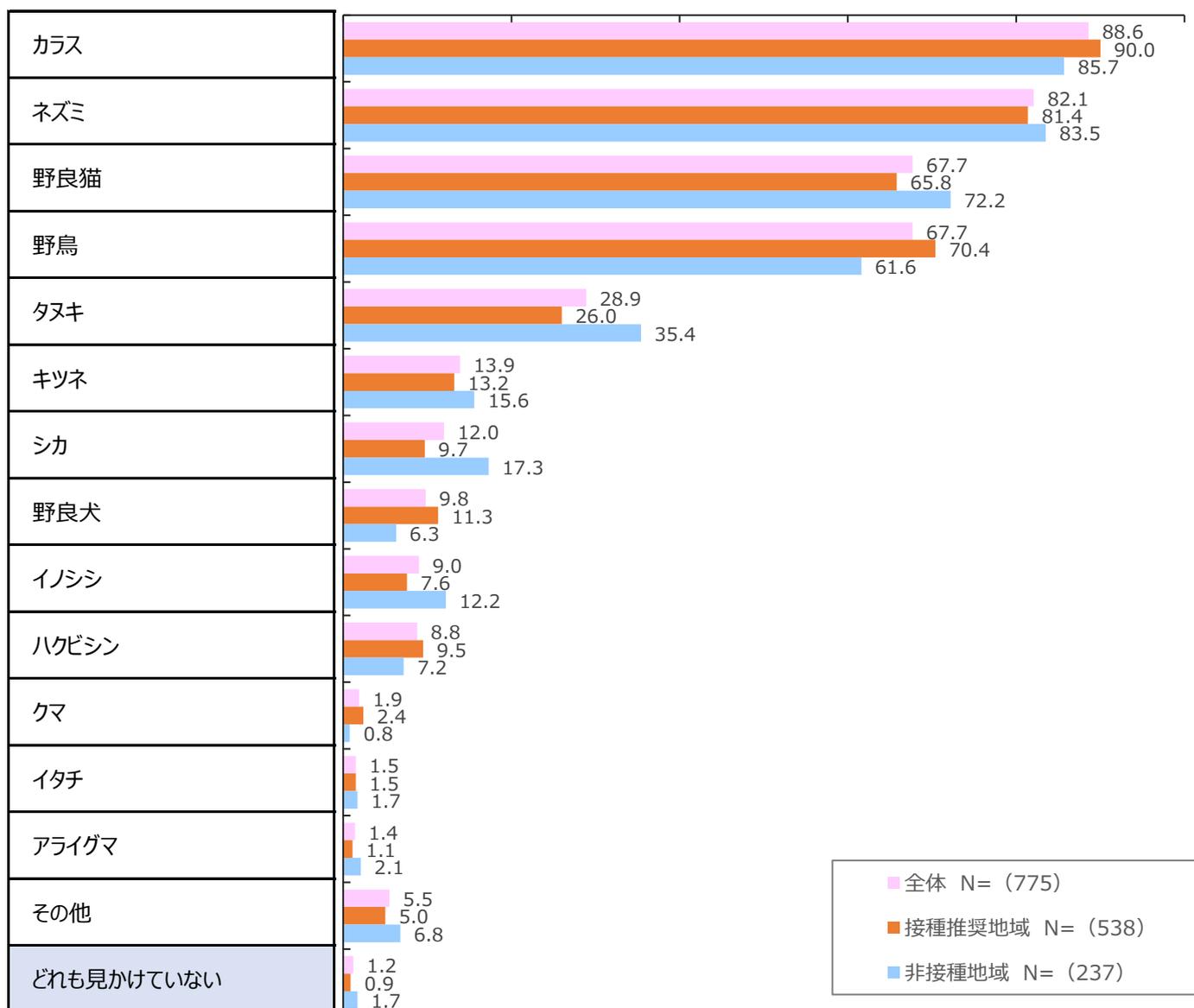
(%)

図23 農場防護柵設置後に区域内で見かけた野生生物：全体（全国）・接種推奨地域・非接種地域比較グラフ

複数回答

【野生のイノシシ目撃者】

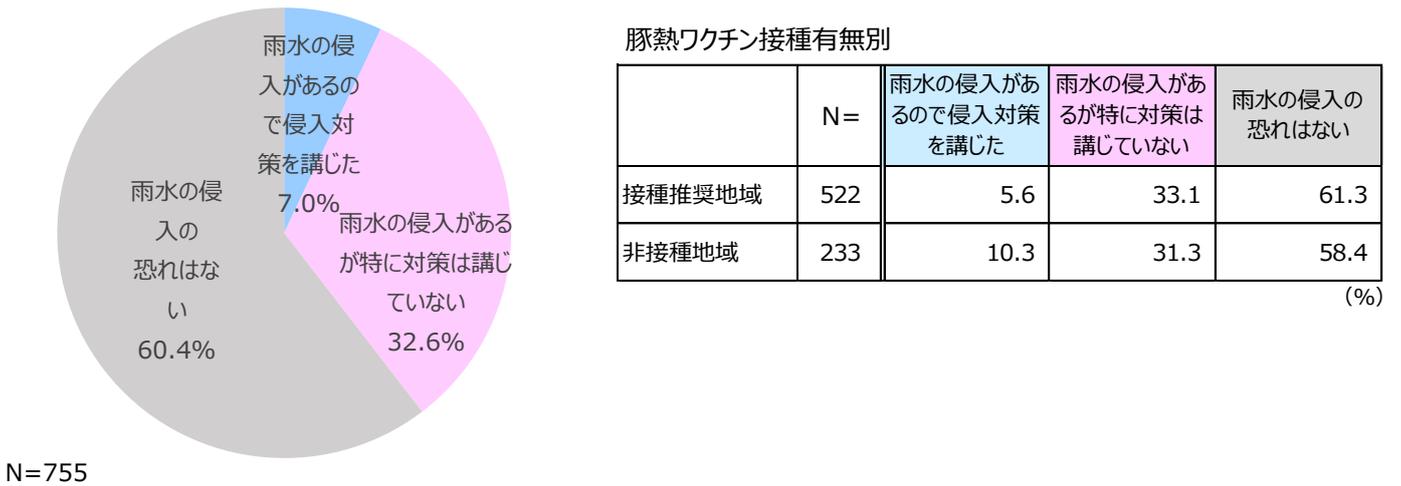
0% 20% 40% 60% 80% 100%



N=775

注) 全体の高い順にソートしています。

図24 衛生管理区域内に雨水が侵入する恐れがあるか：全体（全国）・接種推奨地域・非接種地域比較グラフ



養豚経営と野生生物（イノシシ等）・野生生物についてのまとめ

北海道を除く

野生のイノシシの目撃有無

痕跡の目撃有り38.3%、実際の目撃有り38.2%と野生のイノシシ目撃有りは全国で約4割弱となっている。
地域別では「東北」「関東」「北陸」「沖縄」での目撃有りが低く、逆に「近畿」「中国・四国」「九州」での目撃有りが高い。
特に「中国・四国」では痕跡の目撃有り73.2%、実際の目撃あり80.4%でともに7割を超えている。

野生のイノシシの目撃場所は「山林」「農地」「道路」がほとんどで、「山林」が72.2%で一番高い。
野生イノシシの捕獲・駆除は「捕獲・駆除していない」が15.6%、「わからない」も39.8%存在。
確保・駆除する際はの方法は「狩猟者への依頼」が62.5%、「箱罠」56.8%、「くくり罠」42.0%。

家保から野生イノシシに関する情報は「全体」で「全くない」が16.3%。「非接種地域」では37.9%と非常に高い。
野生のイノシシに対して感染症の脅威は「脅威を感じている」が77.8%と高く、「非接種地域」より「接種推奨地域」の方が高い。
野生イノシシに対して危機意識が高まる防護柵からの距離は「全体」と「接種推奨地域」では「～10km」が一番高いが、「非接種地域」では「～100m」が一番高い。

経口ワクチン散布を受け入れるかでは「受け入れない」が3.9%、「決めていない（わからない）」も40.9%と合わせて4割以上。
農場防護柵設置後に区域内で見かけた野生生物は「カラス」88.6%、「ネズミ」82.1%、「野良猫」「野鳥」67.7%、「タヌキ」28.9%の順で多い。
「イノシシ」は9.0%で「イタチ」や「アライグマ」といった野生動物も回答にあがった。
衛生管理区域内に雨水が侵入する恐れがあるかでは「雨水の侵入があるが特に対策は講じていない」が32.6%と3割を超えている。

【野生イノシシ発見時の対策に対して寄せられたご意見】

- ・防護柵への対応（柵の点検強化。柵周辺の見回り強化。柵周辺の除草。防鳥ネットの破損確認）
- ・飼養衛生管理の強化（とにかく消毒。畜舎周辺、管理区域内に石灰撒布。人への消毒強化。車両消毒の強化。従業員への消毒の徹底及び衛生意識の強化。長靴消毒や履き替えなどの再度徹底。）
- ・防護柵の強化。（防護壁の設置。電柵や2重柵）
- ・関係者へ連絡（家保や役場、猟友会、獣医、従業員に連絡。）
- ・関係者に対策の強化依頼（野生イノシシの検査依頼。駆除の依頼。）

【野生イノシシ対策に対して寄せられたご意見】

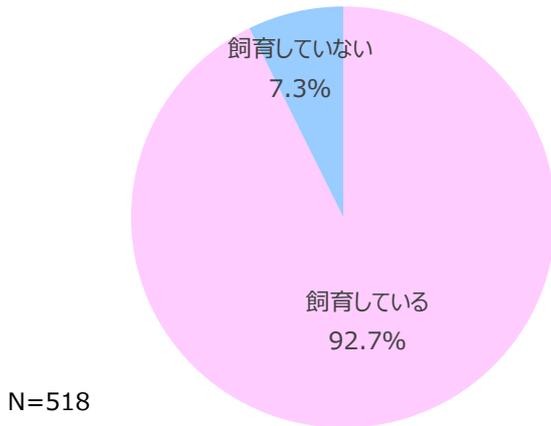
- ・駆除の強化を積極的にお願したい（とにかく個体数を減らす）
- ・経口ワクチンよりも駆除へ取り組みを強化
- ・感染源である野生イノシシのコントロールが必要だが、どうできるのか
- ・環境省などの連携を強化し対策を向上してほしい
- ・猟師への支援向上（捕獲報奨金制度金額の向上。ハンターの育成や猟師確保）
- ・環境が汚染されているという恐怖は、養豚を続けるうえで毎日生きた心地がしません

豚熱ワクチンに関して

豚熱ワクチン接種推奨地域の有無

接種推奨地域のみ

図25 子豚飼育の有無：全体（全国）グラフ



豚熱ワクチン接種状況

接種推奨地域のみ

図26 子豚へのワクチン接種の日齢：全体（全国）

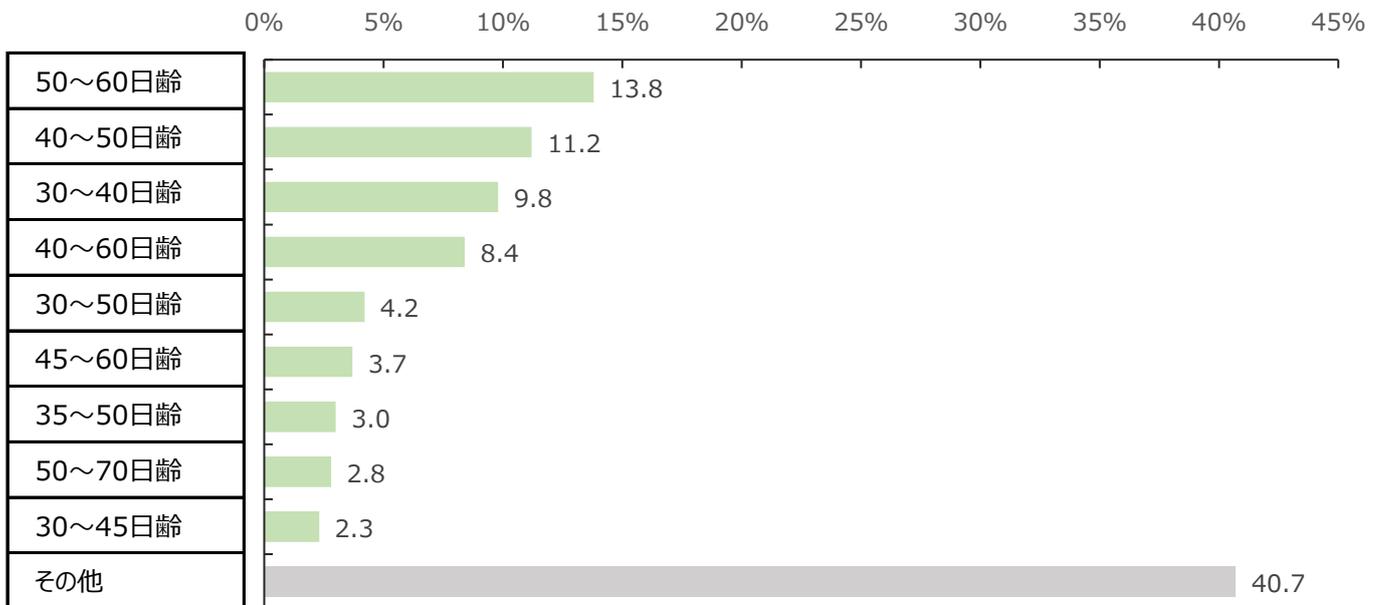


図27 子豚へのワクチン接種の接種最大日齢-最少日齢（差引日数）：全体（全国）

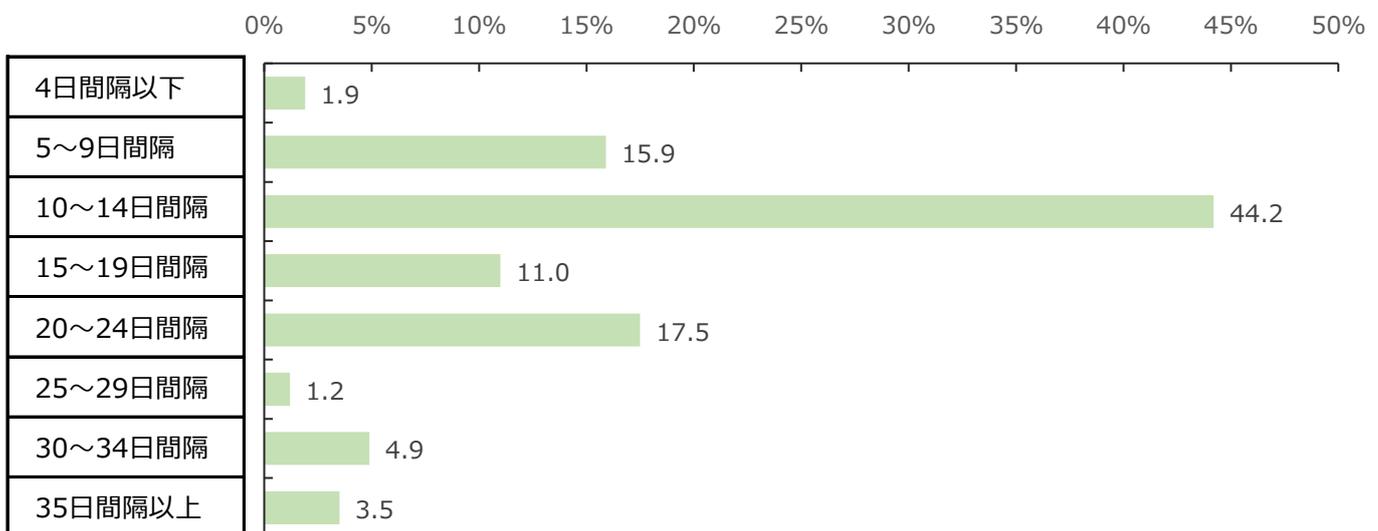
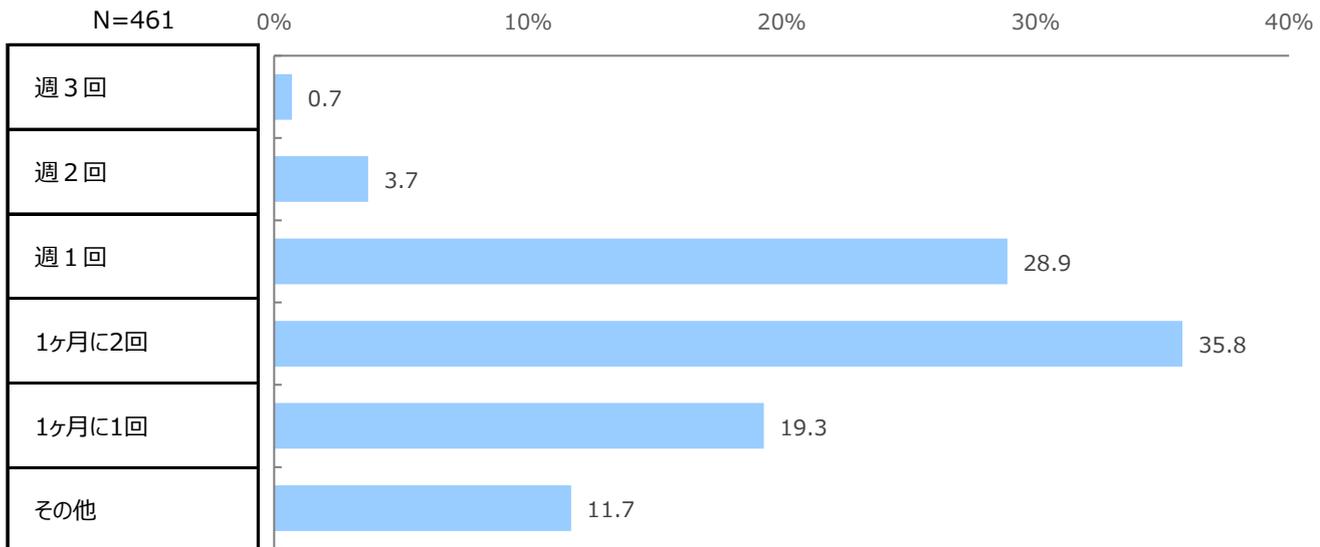


図28 子豚へのワクチン接種間隔：全体（全国）



豚熱ワクチンについてのまとめ

北海道を除く

豚熱ワクチン接種について

子豚飼育の有無は92.7%が飼育あり。

子豚へのワクチン接種の日齢は「50～60日齢」13.8%、次いで「40～50日齢」11.2%、「30～40日齢」9.8%の順。

子豚へのワクチン接種の接種最大日齢-最少日齢（差引日数）は「10～14日間隔」が44.2%と目立って高く、次いで「20～24日間隔」17.5%、「5～9日間隔」15.9%。

子豚へのワクチン接種間隔は「1ヶ月に2回」が35.8%、「週1回」が28.9%、「1ヶ月に1回」が19.3%の順となった。

【豚熱ワクチンに対して寄せられたご意見】

- ・従業員が接種できるようにしてほしい。（理由：接種時期の均一。他の疾病により家保の接種日変更。不慣れな接種者により飼養豚での事故や豚肉への注射痕（膿）があるなど接種者による問題も発生している。）
- ・2回接種をしてほしい。（希望者や陽性イノシシが発見された地域等限定的。免疫のバラつきをなくしてほしい。）
- ・免疫の穴を小さくする対策を講じてほしい
- ・マーカーワクチンの早期開発及びワクチン抗体の穴をなくすモニタリング
- ・接種料金を下げてほしい。経営圧迫
- ・接種料金を接種時に現金で支払いをしているので、口座引き落としや月毎など支払方法を改善（統一）してほしい
- ・全国でワクチンの接種をしてほしい
- ・都道府県や市町村毎で取り組みや料金に差がある

飼養衛生管理徹底等による養豚産業基盤強化事業
(日本中央競馬会 特別振興資金助成事業)

令和4年3月発行

発行所：一般社団法人 日本養豚協会 (JPPA)

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-27-15 高栄ビル2階

TEL : 03-3370-5473

FAX : 03-3370-7937

E-Mail : info@pig.lin.gr.jp